

検証テーマ『県民の参画と協働による取り組み』

検証担当委員 小西 康生

神戸大学経済経営研究所教授

(要 約)

1 検証のねらい

参画・協働型の社会システムの構築に向けて

新たな地域づくりを生み出しつつあり、震災復興を契機に、日本全国で大きなうねりとなっていった、個々人が自らの主体的な意思で、社会の公共的な領域を担っていこうとする「新しい公」を切口として、県民をはじめとする多様な主体の取り組みを検証したい。

それを踏まえて、成熟社会にふさわしい参画・協働型の社会システムや、地域づくりのあり方について、必要な視点や今後の方向性などについての提言を試みることにする。

2 検証項目と検証の視点

《検証項目》

参画と協働の2つの場面に応じて、次の2つとする。

- ① 「地域社会の共同利益をめざす県民同士による地域づくりや支援のしくみづくり」
- ② 「県民との参画・協働による生活者の視点に立った県行政の取り組み」

《検証の視点》

大震災が「参画と協働」の必要性を体感させ、「新しい公」につながる取り組みをもたらしたという視点を踏まえたうえで、

- ① 大震災でのボランティア活動における「新しい公」の構築に向けての動き
- ② その過程の大きな節目で、進むべき方向を選択する基となった考え方
- ③ 「新しい公」創出の地となった兵庫県が進めてきた取り組みの特徴
- ④ 大震災から約10年が経ち、「新しい公」の創出に向けた取り組みの到達点と今後の課題

を明らかにしながら検証を進めていくことにする。

3 10年の歩み

(1) 初動対応期

未曾有の災害による壊滅状態の被害を受けた被災地では、地域コミュニティでの助け合いや、県内救援だけでは対応しきれなかった。そこに全国各地からボランティアが駆けつけた。

「ボランティア元年」とよばれるこのような動きは、地域や世代を超えて、地域団体とボランティアの協働などを生み出し、災害直後の救援に大きな力となる一方、ボランティアを円滑に進める上での様々な教訓を得る機会となった。さらに、「新しい公」を創出する契機となった。

一方、県では、救援活動と並行して、大震災からの早期復興の道筋を明らかにするため、震災直後から、復興県民会議を設置するなど、多くの県民の意見を聴きながら、「阪神・淡路震災復興計画」の策定が始まった。

(2) 復旧期 (H7～H9)

この時期は、避難所、仮設住宅での生活支援と地域コミュニティの再興が課題となった。このため、被災者ニーズの変化に的確に応じた、自立を支援するボランティア活動が求められた。また、地域団体と NPO/NGO 等の連携により、地域力を高めようとする新しい動きが見られることとなった。

そのようななか、県民運動の積み重ねの上に、フェニックス・ステーションなど地域でのネットワークづくりを支援する活動や、「被災者復興支援会議」、「NPO と行政の生活復興会議」など、参画と協働の一つのモデルともなる新しいしくみが誕生し、県民と県行政との協働による生活復興へのさまざまな取り組みがなされた。

さらに、県行政では、県民意見に基づき、政策を形成してきた伝統を継承・発展させた取り組みを展開した。これらは、復興初期、本格復興期を通じて「参画と協働」の具体的なしくみとして確立していくことになった。

(主な動き)・コミュニティと地区外からのボランティアの連携

- ・被災者復興支援会議、NPO と行政の生活復興会議、生活復興県民ネットの設立
- ・フェニックス・ステーション等の開設

(3) 復興初期 (H10～H11)

この時期は、仮設住宅から恒久住宅へと移行が進められ、被災者支援活動のあり方も、非常時から平常時へと変化していった。そのなかで、地域団体と NPO/NGO 等が協働した様々な被災者支援活動が展開された。一方、NPO/NGO 等は、法人化や事業化、ネットワーク化に取り組む中間支援の誕生など、継続的な活動展開に向けた努力を重ねていた。

一方、県では「県民ボランティア活動の促進に関する条例」を制定し、従来の「ボランティア」という考えを広げた、「県民ボランティア活動*」という概念のもと、ボランティア活動に対する支援基盤の整備が始まった。さらに、「参画と協働」を先導する実験的な取り組みとして、21 世紀兵庫長期ビジョンの策定に向けた取り組みが開始された。

(主な動き)・生活復興 NPO 情報プラザの設置

- ・ボランティア活動支援センター基本計画の策定

* 県民ボランティア活動とは

「県民ボランティア活動の促進に関する条例(H10.12 施行)」で、「県民が行い、または県民のために行われる自発的で自立的な活動であって、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義している。個人、ボランティアグループ、NPO/NGO、企業などの組織の形態は問わない。また、県内外で「県民が行うボランティアな活動」や、震災時のような「県民のために行われるボランティアな活動」の双方を含む概念である。

(4) 本格復興期 (H12～H16)

この時期から現在にかけて、本格的なボランティアセクターの確立をめざし、中間支援組織や NPO/NGO 等間の恒常的な連携が図られつつある。また、コミュニティでは、地域通貨など新たな試みにより、地域力を再興していこうとする活動が展開されている。これらの活動を支援するため、「ひょうごボランティア基金」を創設するとともに、全県的な支援拠点として「ひょうごボランティアプラザ」を開設した。

一方、県では、県民運動の積み重ね、震災の教訓、21 世紀兵庫長期ビジョンの取り組みを踏まえ、県民と県行政の連携・協力関係に基づく「参画と協働」の基本理念を明らかにする「県民の参画と協働の推進に関する条例」を制定した。現在、参画と協働を地域社会で具体的に展開する地域協働事業など、今後の県政運営の試金石となる様々な取り組みが展開しつつある。

(主な動き)・県民運動の発展的展開

- ・ひょうご市民活動協議会の設立
- ・ボランティア基金の設置、NPO と行政の協働会議

- ・地域づくり活動登録の創設
- ・パブリックコメント要綱、審議会等の委員公募指針の制定

4 復興 10 年の総括評価

県民主役の地域づくり活動の展開

成熟社会では、一人ひとりが個性や創造力を発揮しながら、自己実現を図るとともに、自己責任で行動しながら、「新しい公」を担う市民として、主体的に地域社会に関わっていくことが必要である。

兵庫県では、これまでの県民運動などの蓄積の上に、震災の教訓を生かして、さまざまな分野で、多様な主体による、地域づくり活動が確実に拡がりを見せ、成熟社会における地域づくりの方向性を内外に明らかにした。

県民主役の行政手法への転換

これまでも、地方分権、行財政改革の観点から、行政手法の転換に向けた取り組みが行われてきた。しかし、複雑、多様化する地域課題に対して、行政のみでは十分な対応が難しくなった。

震災を契機に、「公」に対する意識が高まりをみせるなかで、県民と県行政が連携・協力関係に基づき、参画・協働することによって、効率のみではなく、県民ニーズに的確に対応し、生活者の視点に立った行政運営が可能になることを改めて認識した。

(1) 初動対応期（震災直後）

ア 新しい公の創出契機

震災直後の1年間で138万人のボランティアが、地域団体等と協働しながら、被災者支援に取り組み、「新しい公」を創出する契機となった。

一方で、2月中旬にボランティア活動者のピークを迎え、その後の積極的な取り組み意識の持続への工夫が不十分であった。また、多様な世代の地域社会に対する関わり方が問われた。

ボランティアによる災害支援活動は、台風23号、新潟県中越地震時でも明らかなように、国民の間に浸透・定着していくこととなった。

イ 円滑な調整の体制整備の遅れ

震災直後の混乱に加えて、初めての経験のため、市町ボランティアセンターなどで、ボランティア間の円滑な調整、関係機関との調整等に関する体制整備が迅速でなかった。このため、災害時などに、これらを調整するしくみの検討が必要である。

(2) 復旧期（H7～H9）

ア 県民相互、県民と県行政との協働の芽生え

震災を契機に多様なボランティア活動が生まれ育った。また、幅広い分野で活動が展開されることとなった。そのなかで、県民運動の成果を生かしたフェニックス・ステーション、被災者復興支援会議、生活復興県民ネットなど、被災者支援の取り組みを通じて、県民相互、県民と県行政との協働による活動が芽生えた。

イ 被災者のニーズとボランティアとの調整が不十分

避難所・仮設住宅での生活支援期に入り、個々の被災者の希望に合わせた自立支援につながるボランティアが必要とされた。しかし、双方の思いがすれ違い、一部に被災者のニーズに合わず、必ずしも被災者の自立を促すとはいえないボランティアも見られた。ニーズを迅速、的確に反映した、被災者の自立を支援するしくみの検討が必要である。

ウ 被災地固有の課題から全県共通の課題へ移行

被災地での生活復興支援やまちづくり活動支援など、様々な復興支援を中心とした先進的取り組みが、多様な地域課題の解決に向けた全県的な取り組みへと進展した。

(3) 復興初期 (H10～H11)

ア 継続的なボランティア活動の高まり、団体間のネットワーク化の進展

継続的なボランティア活動の高まりと、団体間のネットワーク化が進んだ。また、フェニックスプラザ内に、生活復興 NPO 情報プラザが開設され、活動団体のネットワーク拠点となった。ここでの活動が、ひょうごボランタリープラザの創設につながるようになった。

イ 支援基盤の整備への着手

ボランティア活動の活発化、多様化・専門化、団体のネットワーク化の進展等を踏まえ、「県民ボランタリー活動の促進に関する条例」の制定など「ボランタリー」概念を確立し、活動支援基盤の整備に着手した。

ウ 中間支援組織への支援方向の明確化の必要性

多様なボランタリー、NPO/NGO 等の活動を支援する中間支援組織が誕生したが、中間支援組織の概念や必要な支援について検討が不十分だったため、そのあり方に応じた支援方策の確立が必要となった。

エ 県行政への参画と協働の先導的取り組みの開始

県民主役・地域主導による「参画と協働」を先導する実験的な取り組みである、21 世紀兵庫長期ビジョンの策定が始まるとともに、コミュニケーション型県土づくりモデル事業など、参画と協働を先導する施策にも取り組んだ。

オ 県行政への県民の参画と協働の手法の確立の必要性

この時期から、県行政において、県民の参画と協働の手法を組み込んだ施策実施に取り組み始めたが、各担当部局が独自の判断で取り組んできたため、その内容、方法にばらつきが見られた。

(4) 本格復興期 (H12～H16)

ア 県民ボランタリー活動の支援基盤の枠組みがほぼ確立

ボランタリー基金の活用、ボランタリー活動の全県的な支援拠点であるひょうごボランタリープラザの開設に加えて、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定・施行、同条例を具体化する「地域づくり活動支援指針・県行政参画・協働推進計画」の策定など、県民ボランタリー活動の支援基盤の枠組みがほぼ確立した。

イ 多様な主体間のネットワーク化の促進の必要性

地域団体や NPO/NGO など、特性や目的の違う主体間の相互信頼に基づく協働の取り組みは、一部見られるものの不十分である。今後、地域特性を生かした地域づくりが多彩に展開されるために、多様な主体間のネットワーク化の一層の促進が必要である。

ウ ひょうごボランタリープラザの一層の機能強化

中間支援組織の活動に対する期待は大きくなっており、ボランタリープラザでは、その支援に積極的に取り組んでいるところである。今後とも、これらの取り組みの着実な展開を図るなかで、中間支援組織への支援の拡充をはじめ、ボランタリー活動の全県的な支援拠点としての一層の機能強化が望ましい。

エ 復興施策の一般施策化

平成 16 年度の復興基金終了に伴い、基金を活用した復興施策の検証・評価を踏まえて、ボランタリー基金を活用したボランタリー活動支援（復興施策の一般施策化）が必要である。

オ 県政推進の基本姿勢として、地域特性を生かした参画と協働の明確化

県民主役・地域主導による「21 世紀兵庫長期ビジョン」の策定は、参画と協働の取り組みの先駆けとなり、県行政推進の基本姿勢として「参画と協働」が明確に打ち出された。さらに、参画・協働条例の施行、推進計画の策定などにより、県民と県の連携・協力関係に基づく、参画と協働の推進方向を明確にし、新たな施策の展開に取り組んだ。

特に、参画と協働の県政の最前線を担うため、現地解決型の県民局機能が強化され、

地域特性を生かした施策が展開された。このなかで県職員が地域の中に入って協働事業に取り組むなど、他府県にはない事例が浸透、定着しつつある。

カ 参画と協働型の施策の立案・展開のしくみづくり

生活者の支援にたった施策展開を行うため、復興支援会議のような県民と行政がともに協議し、政策の立案・評価につながるシステムが、平常時でも機能する開かれた参画・協働型のしくみの検討が必要である。

キ 参画と協働を担う行政職員の意識改革の必要性

参画と協働を担う行政職員の意識改革は、残念ながらまだ十分でない。例えば、意識の醸成のための実践的な現場研修の実施などが望まれる。

5 今後の取り組み方向

成熟時代における社会システムは、多様な主体がともに「新しい公」を担っていく参画・協働型へと移行していくことが重要とされている。今後、県民だれもが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められている。

震災復興 10 年の成果と課題を踏まえて、以下の視点で参画と協働の取り組みがさらに多様に展開される必要がある。

(1) 災害時等にボランティア活動を円滑に調整するしくみ

災害時等に、被災地に駆けつける多くのボランティアが、被災者のニーズにあった支援活動を円滑に展開できるよう、受け入れ、派遣する体制を迅速に整備する必要がある。

ボランティア活動の拠点の設置、運営体制の確立、活動の資機材の確保などの支援を、迅速かつ機動的に行うため、基金のようなしくみを構築し、平常時から、ボランティア活動の普及などの取り組みを展開しておくことが有益である。

(2) 多様な主体の特性に応じた能力の向上

地域づくり活動が浸透・定着するためには、地域づくり活動を担う、県民一人ひとり、地域団体、NPO/NGO など多様な主体が、特性を生かして能力を向上させることが基本となる。県民一人ひとりが地域づくり活動に取り組むきっかけを組み込んだ学ぶ機会や、地域団体や NPO/NGO 等の組織運営(マネジメント)などの組織力を向上する支援システムを構築するべきである。そのなかで、多様な世代、特に次代を担う若い世代の参画と協働を促す工夫が望まれる。

特に、ひょうごボランティア基金について、復興基金の検証・評価を踏まえて、ボランティア活動の裾野の拡大と質の向上を支援するなどのメニュー拡充に努めることが望まれる。また、2007 年頃から、退職期を迎える団塊の世代をはじめ、女性、高齢者などのさまざまな県民が、地域の中で活動できる機会と場を設けておくことが、今後の地域づくり活動を展開するためには重要である。

(3) 多様な主体のネットワーク化

多様な主体の能力を向上させた上で、相互の連携・協力関係を確立することが重要である。

このため、多様な主体が、交流・連携・協働の機会を充実するなかで、お互いの違いを認め合い、支え合い、助け合い、触発し合って、対等な信頼関係に基づく連携・協力関係を確立し、柔軟で多様なネットワークを構築することが必要である。

特に、新しい公の取り組みを充実させるきっかけとして、地域団体と専門的な知識・ノウハウを持った NPO/NGO、大学、企業等の多様な主体間の交流・連携・協働の機会を充実し、お互いの信頼関係を形成することが、地域づくりの新たな展開につながると思われる。このため、地域団体の広域組織や市町ボランティア(市民活動)センター、NPO/NGO 等に対して、ヒト、モノ、カネ、バ、情報などのサービスを提供するとともに、相互のネットワーク化に取り組むなど、これらの活動を間接的に支援する中間支援組織の一層の活性化

に向けた取り組みが重要である。

ボランティア活動の全県的な支援拠点であるひょうごボランティアプラザについては、他の支援機関との連携・協働を深めるなかで、地域づくり活動全般の支援機能の強化を図ることが望まれる。

(4) 地域づくり活動を支援する視点の見直し

地域づくり活動に対するこれまでの支援は、地域団体、NPO/NGO など組織の属性によって区分されていた。しかし、各地域で展開されている地域づくり活動は、様々な団体同士の連携がみられることもあり、組織の属性を超えたところでの支援を必要としている。

今後は、組織の属性だけではなく、活動そのものの内容に着目し、支援のあり方を再構築することが必要である。

(5) 市町と県の適切な連携と役割分担

「参画と協働」の取り組みを展開するためには、市町と県との適切な連携と役割分担が重要な課題である。その基本的な考え方は、市町など県民に身近な主体が、資源を生かした地域づくり活動の支援の中心となる。その上で、県は、市町施策を尊重しつつ、地域防犯など全県で共通に取り組むべき課題や広域的な対応が必要な事項に取り組むことが基本となる。地域づくり活動を支援する先導的な施策の実施、指定管理者制度等の新たな動向に関する情報の提供などを通じて、市町や中間支援組織を支援することも重要である。

地域課題は多種多様であるため、県民局による現地解決型の先導的で柔軟な取り組みを基本に、行政職員の意識の改革・共有を図りながら、市町と県の密接な連携に基づく、地域づくり活動の支援に取り組んでいかなければならない。

(6) みんなでともに取り組む動きに応じた新たな地域づくりのしくみの検討

県民生活が営まれる地域社会で、特性や資源を生かし、地域づくり活動を目に見える形で展開し、「新しい公」を浸透・定着させていくさまざまな工夫が必要である。

そこで、地域社会に関わる県民一人ひとり、地域団体、NPO/NGO、行政など多様な活動主体が、ともに考え、ともに取り組む結節点となる地域での組織の検討が有益である。例えば、市町内の一定区域を単位に、住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の連携・協働を目的に、市町の判断で設置できる「地域自治区（改正地方自治法）」などの新たな制度の動向も見極めながら、これまでの兵庫の蓄積の上に、公民協働による地域づくりのしくみを構築していかなければならない。

(7) 県民満足感を最大化する参画・協働型行政システムの確立

参画と協働に基づく、行政システムは未だ発展途上であり、これまでの地方分権、行財政改革の視点を越えた検討が必要である。

単に経済性や効率性のみではなく、有効性に重点を移しながら、県民自身の評価による生活の質に関する満足感の最大化をめざして、ボランティアセクター（市民）と、民間セクター（企業）、公的セクター（行政）の一層の連携により、県民に見える形での政策形成・実施のしくみ・基盤づくりが重要である。

(主な例)・徹底した情報公開の推進や説明責任の向上

- ・過程を重視した政策形成の新たなしくみづくり
- ・協働事業の範囲の拡充、協働運営の工夫
- ・参画協働型行政サービス評価システムの導入
- ・利用者の視点に立った支援情報のパッケージ化
- ・情報共有のしくみづくり（IT等を活用）や地域づくりの場の確保などの総合的な活性化支援
- ・職員意識の醸成のための実践的な研修の拡充

6 おわりに

震災後、我々は、仮設・復興住宅での生活復興支援をはじめ、協働復興の過程を通じて、今後きたるべき超高齢社会、成熟社会で直面するさまざまな課題に一足早く直面し、試行錯誤しながら、多くの教訓を得た。

今後とも、これらの経験と教訓を生かし、本格的に動き始めた「参画と協働」の取り組みを多彩に展開することが何よりも重要である。

「参画と協働」は、単に効率のみを求めるものではなく、取り組みの有効性や地域への広がりを求め、関わった主体（県民一人ひとり、団体・グループ、NPO/NGO、企業、行政等）の満足度を高めることにより、地域の総合力を高める過程ともいえる。

兵庫から、新しい地域づくりのモデルを提示し、全国を先導していくことを期待している。

(本 文)

1 検証のねらい

参画・協働型の社会システムの構築に向けて

(「新しい公」創出の契機となった阪神・淡路大震災)

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、未曾有の大規模被害をもたらした。息を呑む被災地の惨状に、県内外の人々が、被災地に駆けつけ、被災者支援のための多彩な活動に取り組んだ。その数は、震災後の1年間で約138万人にもものぼった。この動きは、兵庫県のみならず、日本において、個々人が自らの主体的な意思で、社会の公共的な領域を担っていこうとする「新しい公」を創出していく契機となった。

(復興を通じた「参画と協働」の顕在化)

幸い、兵庫県では、昭和62年から、地域づくりや福祉、教育などすべての人々に関わりのある課題、つまり、「公」と「私」の間にある公共的領域にある課題に対し、県民一人ひとりが自由に発想し、自ら実践する「県民運動」が、各地域で地道に広がっていた。その蓄積の上にならって、21世紀の成熟社会では、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が地域社会にかかわり、ともに「新しい公」を担っていくことの重要性や、そのあり方についての議論が始められていたところであった。

そのようななかで、我々は、大震災からの復旧と協働復興に取り組み、さまざまな経験と教訓を得た。その一つが、多様な主体がともに知恵と力を出し合って、地域の総合力を高め、安心して暮らせる地域づくりに取り組むこと―「参画と協働」の取り組みの重要性である。「参画と協働」は、その後の兵庫県のさまざまな取り組みの基本姿勢となり、成熟社会における地域づくりのキーワードともなった。

(参画・協働型の社会システムの構築に向けて)

ここでは、新たな地域づくりを生み出しつつあり、震災復興を契機に、日本全国で大きなうねりとなっていった、「新しい公」を切口として、県民をはじめとする多様な主体の取り組みを検証したい。それをふまえて、成熟社会にふさわしい参画・協働型の社会システムや、地域づくりのあり方について、今後の方向性などについての提言を試みることにする。

2 検証項目と検証の視点

《検証項目》

検証にあたっては、参画と協働の2つの場面に応じて、次の2つの検証項目を立て、震災後、参画と協働につながるどのような取り組みが展開されたのか、その動向を明らかにすることとした。

- ①「地域社会の共同利益をめざす県民同士による地域づくりや支援のしくみづくり」
- ②「県民との参画・協働による生活者の視点に立った県行政の取り組み」

これは、兵庫県において、県民の参画と協働に関する基本理念を定めた「県民の参画と協働の推進に関する条例（平成15年4月1日施行）」に基づくものである。前者は、県民一人ひとり、地域団体、NPO/NGOなど、各主体の自発的、自律的な取り組みである。後者は、それら主体のニーズを反映し、また、それら主体の取り組みを生かした県民の視点にたった行政運営である。両者は、相互にあいまって、参画と協働による地域づくりが実現

するものである。

《検証の視点》

「参画と協働」というテーマでの検証を行うにあたって、注意しなければならないことがある。それは、道路や住宅、ライフラインなど、すでにあったものが大震災で破壊され、復興を遂げてきたものとは異なり、大震災が「参画と協働」の必要性を体感させ、「新しい公」につながる取り組みをもたらしたということである。この視点を踏まえて、

- ① 大震災でのボランティア活動における「新しい公」の構築に向けての動き
- ② その過程の大きな節目で、進むべき方向を選択する基となった考え方
- ③ 「新しい公」創出の地となった兵庫県が進めてきた取り組みの特徴
- ④ 大震災から約10年が経ち、「新しい公」の創出に向けた取り組みの到達点と今後の課題

を明らかにしながら検証を進め、2つの検証項目が相乗効果を生むしくみづくりの提案へとつなげていきたい。

3 10年の歩み

（震災で得たもの－参画と協働の気づき）

阪神・淡路大震災の発生後、県内外から集まった多くの人々が被災地で多彩なボランティア活動を行った。これには2つの大きな意味があった。

ひとつは、これまでの経験の有無を問わず、多くの人々が自らの意思で、主体的に被災地支援というボランティア活動に取り組んだことである。

もうひとつは、公共的な領域を、自らの意思で市民が行政と協働して担うという経験をしたことである。これまでは、行政＝公共、市民・企業＝私といった関係を前提として、地域住民を取り巻く共通課題のような公的な領域は、行政が担うものという風潮が強くみられた。しかし、本来、公的な領域は、行政や市場、市民といった多様な主体で担われ、社会的な支え合い、助け合いといった共同作業によって構築されているものである。

これまでも、市民と「行政」が協働した取り組みは、県民運動をはじめ、さまざまな形で行われてきた。しかし、かつて経験したことのない非常事態にあっては、行政の機能は麻痺し、市民自らが「公」の一部を担っていかなければならなかった。そして、「公」の一部を実際に担うことによって、より自分たちのニーズにあった取り組みが行われるということに、実体験を通して市民自身が改めて気づいた。

これを契機に、共助意識の醸成や地域社会、コミュニティの重要性が再評価されるとともに、地域や社会のことを自分のこととして真剣に考え、行政に頼ることなく、自分たちで責任を持って、よりよい地域・社会づくりに取り組もうとする、市民意識が芽生えることになった。

これらのことは、被災地にとどまらず、全国的な「公」意識の高まりを生み、国のNPO法の制定を引き出すなど、成熟社会にふさわしい、新たな「市民セクター」を生み出し、定着させていく原動力になった。そういった意味で震災が「新しい公」を創出していく契機となった。

震災で改めて気づいたこれらのことを、今後の地域づくりに生かしていくため、兵庫県では、従来の「ボランティア」という考えを広げた、「県民ボランティア活動*」という概念のもと、その活動支援の基盤づくりに取り組んだ。さらに、これらの蓄積の上に、県民の主体的な地域づくり活動の支援と、県民の視点にたった県行政の推進を進めるため、「参画と協働」という概念を確立し、県民と県行政の連携・協力関係に基づく、成熟社会における地域づくりに取り組んでいくこととなった。

* 県民ボランティア活動とは

「県民ボランティア活動の促進に関する条例(H10.12 施行)」で、「県民が行い、または県民のために行われる自発的で自律的な活動であって、不特定かつ多数の利益の

増進に寄与することを目的とするもの」と定義している。個人、ボランティアグループ、NPO/NGO、企業などの組織の形態は問わない。また、県内外で「県民が行うボランティア活動」や、震災時のような「県民のために行われるボランティア活動」の双方を含む概念である。

当報告書では、平成10年の条例制定後の記述にあたっては、「県民ボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)」概念を用いる。

(1) 初動対応期

《概観》

未曾有の災害による壊滅状態の被害を受けた被災地では、地域コミュニティでの助け合いや、県内救援だけでは対応しきれなかった。そこに全国各地からボランティアが駆けつけた。

後に「ボランティア元年」とよばれるこのような動きは、地域や世代を超えて、地域団体とボランティアなど、さまざまな協働を生み出し、災害直後の救援に大きな力となり、コミュニティの重要性を改めて認識することになった。

また、震災直後の救援活動期から避難所・仮設住宅の生活支援期に移行する過程において、多様な主体の連携体制が芽生えた。そのなかで、ボランティアを支援し調整する機能の重要性が認識されるなど、ボランティア活動を円滑に進める上での様々な教訓を得る機会となった。これらの経験が、「新しい公」を創出する契機となった。

一方、県では、救援活動と並行して、大震災からの早期復興の道筋を明らかにするため、震災直後から、4つの復興県民会議を設置するなど、多くの県民の意見を聴きながら、「阪神・淡路震災復興計画」の策定が始まった。

ア 被災者相互の助け合いと県民主体の救援活動

(7) コミュニティでの助け合い

震災直後の被災地では、被害状況に関する正確な情報がないなか、住民が力をあわせて、懸命に救命活動に取り組んだ。

被災地における地域の状態は、平常時のコミュニティの絆の濃淡によって異なっていた。例えば、淡路島では、いち早く消防団や青年団が、また、神戸市長田区の真野地区では住民が、協力して救援活動を展開した。

こうした救助・救援活動が、地元住民自身の手によって行われたことが全国的に知られることになり、コミュニティの大切さを改めて認識させることとなった。

(真野地区の救援活動)

神戸市長田区の真野地区では、全半壊の家屋が58%（全壊24%）死者19名と被害が大きかった。

こうした中で、住民が協力して、救援活動に立ち上がり、東尻池町7丁目の火災の初期消火、荻藻通2丁目の真野ビルの倒壊、6日間にわたる救出活動、各町での炊き出しなどにいち早く取り組んだ。さらに、真野小学校に災害対策本部を立ち上げるなど、住民主体の活動を展開した。

(イ) 県内外から駆けつけたボランティアによる救援活動の開始

震災直後の混乱期を脱すると、次第に被災者同士の連携した助け合いが多く見られるようになった。また、被災地外の県内からの救援も多数寄せられるようになった。

(県内からの救援活動)

被災地内では、地域のニーズ、情報を的確に把握した地元の自治会、婦人会、老人会等の地域団体を中心とする被災者相互の助け合いが展開された。また、被災地外か

らも、地域団体をはじめとする様々な実践活動団体による救援物資の搬送、募金、炊き出しなどの救援活動が自主的に開始された。

特に、避難所に入らずに被災住宅に住む高齢者等に対して、地元を把握している自治会等の役員が、救援弁当の配布、ボランティアの協力による大工仕事、屋根へのブルーシートがけなどきめ細かな支援を行った。

（婦人会による支援活動）

婦人会では、東播磨の婦人会を中心に、震災直後の1月22日から、県の災害対策現地本部において、物資の受入れや清掃等を実施した。また、県内各地域の婦人会は、避難所等において炊き出しを行うとともに、食料、日用品等の物資を提供するなど、被災地から避難してきた人々の生活を様々な形で支援した。さらに、グリーンピア三木等の救援物資基地で仕分けを行うなど、活発な支援活動を展開した。

（いずみ会による救援活動）

兵庫県いずみ会では、過去からの活動実績とその組織力を生かし、震災直後から炊き出し、物資の提供などの救援活動を行なった。

（「ボランティア元年」）

一方、被災地域が広範囲にわたり、また、被害が甚大であったため、県内の救援だけでは対応しきれなかった。そのような状況を知った人々が全国各地から駆けつけ、ボランティアとして、救援物資の搬出・搬入、避難所の運営、安否確認、炊き出し、水くみ、医療・看護、介護、情報の提供・仲介など、多様な救援活動や支援活動に参加した。県内外の企業もこれらの活動を支援するため、さまざまな専門知識を持つ人材を含めて、多くの社員を被災地に派遣するなどの取り組みを行った。

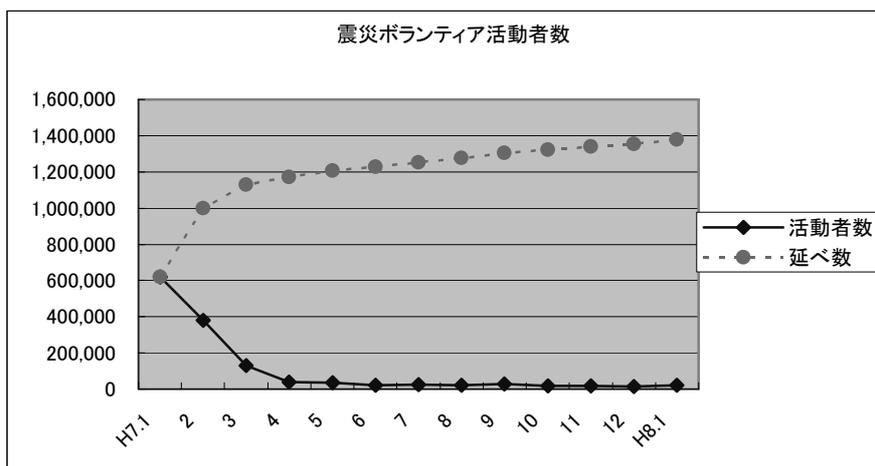


（ボランティアによる炊き出し）

特徴的なのは、これまでボランティア活動にあまり積極的でないとされた大学生などの若い世代が、何かに衝き動かされるかのように被災地に入ったことである。また、企業の中には従業員の有志を派遣したところもあり、まさに全国的な支援の輪が広まったことである。ここでの我々の経験は、やがて地域づくりの新しい原動力となり、次の時代を切り拓いていくことになる。

このように、震災後の1年間で約138万人の人がボランティア活動に取り組み、後に平成7年は「ボランティア元年」と呼ばれることになった。

しかし、大震災の直後から始まったボランティア活動は、2月上旬から中旬に向けてピークを迎えた。3月中旬からは急速に減少し始め、地元の活動者中心の傾向がみられるようになった。



そのようななかで、青壮年層が避難所等で、一時的に支援活動を担った後、仕事に復帰したことにより、地域社会に空白が生じたケースもあった。また、あらゆる世代を通じて、地域社会の中に活動の場を見出した人とそうでない人がいた。これは、超高齢社会を迎えて、地域社会での生活と働き方や価値観を問い直すための事例研究として考えてみる必要がある課題である。

一方、このような他府県からのボランティアによる災害復旧支援の動きは、その後の災害時（平成9年のナホトカ号原油流出事故等）にも気運が引き継がれることとなった。阪神・淡路大震災が、災害ボランティア活動を社会に浸透・定着させる大きなきっかけとなったと言っても過言ではないだろう。

（台風23号、新潟県中越地震での教訓）

平成16年10月に県内各地に甚大な被害をもたらした台風23号や新潟県中越地震の際にも、内外から多くのボランティア、NPO/NGO等が迅速に駆けつけた。被災地では、社会福祉協議会が中心となり、早期にボランティアセンターが設置され、ボランティアを受け入れる体制を整えた。台風23号からの復旧にあたっては、被害が大きかった豊岡市、洲本市等を中心に、合計32,000人（平成16年11月7日現在、市町把握分）がボランティア活動を行った。その中には、企業や民間団体によるボランティアバスが運行された例もある。

このように災害時に復旧支援を行うボランティア活動は、国民の中に確実に浸透・定着し、被災地支援になくしてはならないものになっていることを改めて確認した。

しかし、阪神・淡路大震災で被災した大都市部を中心として地域と、台風23号や新潟県中越地震で被災した地方都市や中山間部では、インフラ等の空間的・物理的環境はもちろん、日常での人と人のつながり、コミュニティの状況などのソフトな環境も大きく異なっている。例えば、伝統的なコミュニティが強い地域では、自らの地域の問題は自ら解決するという意思が強いこともあり、ボランティアとの間ですれ違いも見られた。このように、被災地の特性や被害内容等により、求められるボランティア支援も同じではないということを痛感した。

台風23号、新潟県中越地震を通じて、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平時から防災意識を持ち、非常事態における体制を構築しておくことの重要性を改めて認識した。ボランティア活動という視点からみると、混乱する初動対応という状況の中で、情報共有・発信の方法、地域特性を踏まえて、ボランティア・ニーズの迅速・正確な把握・調整などのさまざまな課題も指摘された。

今後、地域防災計画の総点検を含む災害支援ボランティアのあり方の詳細な検証を行い、新たな教訓として万全の備えにつなげていくことが必要である。

（ウ）民間団体と行政の協働によるボランティアの受け入れ

ここでは、被災地ではどのようにボランティアを受け入れ、調整したのかを整理しておく。

当初、ボランティア活動は、主に避難所での被災者支援を中心に展開された。多くの避難所では、最初は調整役がおらず、駆けつけたボランティアが混乱する場面も見られた。その後、NPO/NGO 等や社会福祉協議会が中心となってボランティアセンターを立ち上げ、さまざまな調整するようになり、次第にシステム化されるようになった。

このようななかから、組織的な活動を行うさまざまな NPO/NGO 等が生まれてくることになった。

a 県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会では、1月24日に「震災復興対策本部」を設置した。あわせて、県災害対策本部内に県との合同で「緊急生活救援部ボランティア推進班」を組織した。そこでは、避難所の状況把握、広範囲なボランティア活動調整・ニーズ把握、情報の共有化を図るとともに、市町ボランティアセンターからの情報収集に努めた。

特に、内外から殺到するボランティアに対して、県外は大阪府社会福祉協議会に設置された「兵庫県南部地震災害対策本部」が窓口になり、県内は県社会福祉協議会で受け入れる体制をとった。

(ボランティア拠点の提供)

県社会福祉協議会は、その管理施設「社会福祉センター」を民間の福祉活動の拠点として提供した。ここが、全国の視力障害団体、県老人福祉施設連盟、朝日ボランティアセンターなど、全国から訪れた救援団体の活動拠点となった。このことは、民間団体の活動拠点が不足するなかで、被災者救援に大きな成果をあげた。

台風23号の被災時には、震災時の経験と教訓を生かして、兵庫県、県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ（P33 参照）が連携し、職員派遣等により、被災市町での災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援した。また、ボランティア募集に関する情報発信や、被災地へのボランティアバスの運行を行うなど、市町、市町社会福祉協議会、ボランティアグループ、NPO/NGO 等の協働による災害救援ボランティア活動の支援を行った。

b 市町ボランティアセンターの対応

各市町社会福祉協議会には、住民のボランティア活動拠点となる市町ボランティアセンターが設置されていた。しかし、各市町で、被災者の状況、センターの被害状況、ボランティアの結集状況等が異なった。このため、①行政、ボランティアの受入れ調整する団体との連携で対応、②県外社協等の協力を基本に対応、③行政と地域団体との連携で対応、と地域差がでる状況となった。

(宝塚市社会福祉協議会の活動)

事務局のある市総合福祉センターが避難所となったため、ボランティアセンターは、震災直後から市役所の災害対策本部の一角に、机2つで「ボランティア本部」を開設した。

これは、市民の情報が一番入りやすく、市民活動に直接関わっていけるのではとの判断があったためである。食事、保育、住宅、避難所等の分野ごとに、2~3人のリーダーがついて、多様なニーズに対応した。解散までに1万人もの登録を受け付け、毎日500人のボランティアが活動した。

c 企業・民間団体等の対応

企業・民間団体でも、それぞれの特性を生かした支援活動を開始した。例えば、「コープこうべ」は従来から培ったネットワークを生かして、全国からの支援を受け入れるため「コープボランティア本部」を立ち上げた。また、神戸 YMCA では、震災直後から西神戸、三宮、西宮の各ブランチに救護センターを設置し、救援物資の配布や炊き出しなどの活動を行った。「神戸ライフ・ケア協会」は、多くの人が被災者であったが、ボランティア活動の受け入れとともに、比較的早期に通常業務も再開した団体もあった。また、労働組合もさまざまな活動を行った。例えば、連合兵庫では、連合全国ボランティアを連携しながら、様々な被災者支援活動を行った。その数は約5万人にも上っている。

一方、震災前までの活動をベースに、驚くほど早く精力的に、独自の使命感に基づき、支援活動に取り組んだ NPO/NGO 等も見られた。例えば、被災地 NGO 協働センター、日本災害救援ボランティアネットワーク、阪神高齢者・障害者支援ネットワーク、コミュニティサポートセンター神戸、市民活動センター神戸、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク、たかとりコミュニティセンター、アート・サポートセンター神戸など、現在も NPO/NGO 等の活動を牽引している組織は、いずれも、この時期から活動をはじめたものである。これらの先駆的な活動は、内外から高い評価を受けている。

イ 県民復興会議、阪神・淡路震災復興計画への県民参画

救援活動と並行して、兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期復興の道筋を明らかにするため、震災直後から「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」の策定が始まった。

復興計画の策定や復興事業の推進にあたって、有識者から意見・提言を得るため、平成7年2月に4つの復興県民会議が立ち上がった。産業復興会議、ひょうご住宅復興県民会議、外国人県民復興会議、保健医療福祉復興県民会議である。さらに、兵庫県生涯学習審議会、新しい家族と地域のネットワーク会議、男女共生のまちづくり推進会議など、さまざまな審議の場で復興に向けて検討が行われた。

一方、平成7年5月には、住民が身近なところから自主的に復興について学習や議論をし、復興についての提案を行う「コミュニティ復興フォーラム」の開催を広く呼びかけた。全県フォーラムを1回、地域別フォーラムを阪神地域、神戸・東播磨地域、淡路地域で開催し、約1,000人の参加があった。県に寄せられた復興に対する県民からの意見・提案は、防災、都市計画、保健・医療・福祉、住宅、道路・交通、産業・雇用、教育など多岐にわたり、約800件あった。

これらの取り組みを経て、平成7年7月に「阪神・淡路震災復興計画」が策定された。この中で、計画の役割のひとつとして「県民や各種団体、民間企業に対して、生活・事業再建や計画実現に向けた取り組みへの積極的参画を促す指針」とすることを明らかにしている。また、計画の推進にあたって留意する視点として「住民主体によるまちづくり」、「国内外の多くの参加と協力による復興」を宣言した。

(2) 復旧期 (H7～H9)

《概観》

この時期は、避難所、仮設住宅での生活支援と地域コミュニティの再興が課題となった。このため、被災者ニーズの変化に的確に応じた自立を支援するボランティア活動が求められた。また、地域団体と NPO/NGO 等との連携による地域課題解決など、地域力を高めようとする新しい動きが見られることとなった。さらに、このような取り組みを、資金面で支えた基金など市民主導の活動も展開された。

そのようななか、県民運動の積み重ねの上に、フェニックス・ステーションなど地域でのネットワークづくりを支援する活動や、「被災者復興支援会議」、「NPO と行政の生活復興会議」など、参画と協働の一つのモデルともなる新しいしくみが誕生し、県民と県行政との協働による生活復興へのさまざまな取り組みがなされた。

さらに県行政では、県民の意見に基づき、政策を形成してきた伝統を継承・発展させた取り組みを展開した。これらは、復興初期、本格復興期を通じて、「参画と協働」の具体的なしくみとして確立していくことになる。

ア 震災を契機とした県民ボランティア活動の気運の高まり

震災時の経験を通じて、県民の共助意識の醸成やコミュニティの重要性が再評価されるようになった。行政に頼ることなく、地域のことを自分のこととして真剣に考え、自分たちで責任を持って地域づくりに参画・協働していこうとする市民意識が一層高まった。そして、被災者支援や被災地復興を中心とした多種多様なボランティア、NPO/NGO 活動が生まれた。

このようななか、被災地のボランティア・NPO/NGO 等の活動を、資金や相談・情報提供といった面から支援する取り組みが現れてきたことは注目される。これらの中から、さまざまな NPO/NGO 等の活動をつなぎ支援する活動を担い、本格的な市民セクターの形成を牽引してく団体も現れることになる。

県では、これらの災害ボランティアにかかる活動を支援するため、さまざまな補助制度を設けた。

(災害復興ボランティア活動補助制度の開始)

県は、復興基金を活用して、震災における被災者の生活や自立を支援する県民ボランティア活動の継続を図るとともに、そのネットワーク化を促進するため、「災害復興ボランティア活動補助制度」を平成7年4月から開始した。この制度の開始時は、草の根のボランティア活動を支える助成のみであった。しかし、徐々に助成メニューを拡げ、NPO の基盤強化を図る助成まで、幅広いメニューをそろえるようになった。助成件数のピークは、平成11年度の2,464件で、累計助成件数は、18,352件(平成15年度末)に達している。

イ ボランティア活動の内容の転換

混乱期から生活復旧の時期に移っていくなかで、被災者は、住居を失って避難所にとどまっている人々と、住む場所を失ったものの生活復旧に取り組み始めた人々とで二分化がみられた。

また、被災地では、自宅を拠点として生活を復興し、コミュニティを再興しようとする住民の活動を支援しようとする動きと、避難所での生活をケアしていこうとするボランティア活動が並存することとなる。

(コミュニティ再興への支援)

コミュニティの再興については、この時期以降、長期にわたる活動となっていく。例えば、震災復興区画整理事業にあわせてまちづくりに取り組むこととなった地区では、まちの設計、道路整備、換地の問題をめぐり、住民同士の利害対立といった難しい課題に直面することとなった。このような地区では、住民、関係権利者、事業者で構成される、まちづくり協議会等が中心となり、専門家との連携や、まちづくりボランティア、NPO/NGO等との協働により長期間の活動を続けていった。

一方、多数の住民が地区外へと流出してしまい、残った住民のみでまちづくりに取り組む地区や、新しく移ってきた住民とコミュニティづくりに取り組もうとする地区など、各地区でそれぞれの課題に応じた模索が始まった。

このような取り組みについても、比較的円滑に自治会などの地域活動が再軌道に乗った地区と、今に至るまで自治会が結成できていない地区があるなど、大きな差が見られる。時間と労力、地域特性に応じたノウハウが必要であり、特に、核になる人材とそれを支えるネットワークの有無が重要であることが明らかになった。

(避難所から仮設住宅への移行にともなうボランティア活動の変化)

避難所が次第に統合・解消され、仮設住宅への入居が始まると、ボランティア活動も新たな局面を迎えることとなった。

仮設とはいえ、被災者がそれぞれの私生活を取り戻し始めるにつれて、ボランティア活動は、救援物資の配布、給食・給水といった生活の基礎的課題の対応から、ふれあい訪問、安否確認、仲間づくりなど、継続的・専門的な分野へと変化していった。特に、高齢者や障害者への個別の支援など、新たな支援活動が必要となった。一方で、この時期まで活動を続けているボランティアは、次第に少なくなっていた。震災直後の避難所ボランティアのように、集中型・全国型で展開していたボランティア活動は、転換期を迎えた。

そのようななかで、震災を契機として、県内の大学には、多くのボランティアグループが誕生した。大学生の若さ溢れるボランティア活動が展開され、被災者支援に大きな力となった。

(学生のボランティア活動)

県内の大学には多くのボランティアグループが誕生した。平成7年5月に発足した神戸大学総合ボランティアセンターは、避難所の人々やボランティアの交流の場となるよう、避難所で喫茶を開店した。また、引っ越しの手伝いや荷物運びなどを地域住民からの依頼で行った。

さらに、仮設住宅入居者に対する戸別訪問やふれあいセンターでのイベントの実施、通院、買い物の介護などのほか、仮設住宅外でも幅広い活動を行った。

また、それぞれの地区では、状況に差異はあるが、公園等の空地に仮設住宅が建ち、一時に多数の新しい住民を迎えることとなった。このため、仮設住宅の住民との交流や支援が課題となり、多くの地域団体が様々な交流・支援活動を行った。

このように、この時期には、地域社会（コミュニティ）そのものの再生力・統合力が問われてきた。また、ボランティア活動についても、一時の情熱型から、その情熱を維持していく継続（サステイナブル）型への転換が求められるようになる。

このような傾向は、被災者が仮設住宅から恒久住宅（災害復興公営住宅等）へと移動することによって、ますます拍車がかかるようになる。被災者それぞれが抱える多様なニーズへの対応といった、複雑で微妙な課題に直面し、専門的な対応の必要性が明らかになっていく。さらに、仮設住宅から恒久住宅への移行は、支援を必要とする被災者を、ある

程度の集合体から分散させることとなり、活動継続の難しさがボランティア、NPO/NGO等の課題となっていた。

(地域団体と地域外からのボランティアの連携)

この時期のコミュニティでのボランティア事情として特筆すべき点は、コミュニティをベースとする地域団体と地域外からのボランティアの連携の動きである。分散した被災者への支援を行うためには、地域の情報を知る地元自治会等との連携が不可欠である。一方、自治会側にとっても、福祉や医療等の専門性を持っているボランティア、NPO/NGO等の協力を得ながらコミュニティを維持していくことが必要であった。これは、震災がなくても、いずれ生じてくる課題であった。それが震災によって一気に顕在化したのである。我々は、来るべき超高齢社会、成熟社会で経験すべきことを一足先に経験したといえよう。

また、新設の災害復興公営住宅では、入居者全てが新しいため、自治会の結成をNPO/NGO等が調整するという連携も見られた。



(仮設住宅から災害復興公営住宅への引越ボランティア)

(ボランティア活動の継続・発展の背景)

このようにボランティア活動が継続・発展してきた背景には、ライフスタイルの変化による社会的な要請の高まりや、「公」意識の高まりによるボランティア活動者の増加などの社会的側面がある。

さらに、復興基金やボランティア、NPO/NGO等の活動を民間の側から支援するため、寄付金などを原資として、助成基金が相次いで設立され、各種の助成などが行われた。このように潤沢な活動資金面での支援も貢献している側面があることも見逃してはならない。

主なものを例示すると、住民の自主活動、自主組織への支援等と対象に助成を行った「阪神・淡路ルネッサンス・ファンド(HAL基金):平成7年9月設立」、主として福祉分野の活動への助成を行った「コープともしびボランティア振興財団:平成8年2月設立」などがある。また、日本財団が中心になり、中期的視点に立って、地域の市民生活に根付いた支援を行う、3年間の期限付きの組織として「阪神・淡路コミュニティ基金」が平成8年5月に設立された。3年間でボランティア、NPO/NGO等が行う182事業に対して助成金を拠出した。(以下、削除)

(ボランティア・ニーズのミスマッチ)

被災者は、突然の大災害に見舞われたため、避難所では茫然となっており、本来、自分たちでできる身の回りのことさえ、ボランティアに頼っていた面もあった。それを受けて、ボランティアは被災者の日常生活に関して何でも支援する形となっていた。

その後、被災者も希望にあわせた、自立支援につながるボランティアが必要になってきた。しかし、双方の思いがすれ違い、一部に被災者ニーズに合わず、必ずしも被災者の自立を促すとはいえないボランティアも見られた。このようなボランティア・ニーズの不一致を体験し、ボランティア活動を展開するうえでの役割分担の必要性を認識することになった。

ウ 県民と県行政の協働による被災者の生活復興支援

(7) 県民運動の成果を生かしたフェニックス・ステーションの開設

兵庫県では、昭和 62 年に県民運動を提唱した。これに呼応して、自治会、婦人会、子ども会等を構成団体とするこころ豊かな兵庫づくり推進協議会が結成された。県も県民運動団体との連携・協力のもとに、県民運動を支える基盤的な施策を展開してきた。

同協議会では、震災を通して、人間関係や家族を支える地域ネットワークの大切さを多くの人が再認識した。この経験を踏まえ、被災地では、中学校区より小さい身近な生活圏を対象に、地域住民をつなぎ助け合う人的ネットワーク拠点として、平成 7 年度から平成 11 年度まで、合計 150 箇所のフェニックス・ステーションを設置した。

同ステーションには、中心となって活動を行うフェニックス推進員を公募し設置(合計 178 人)するとともに、推進員の活動に協力するフェニックス協力員を 5~6 名配置(合計 1,534 人)した。また、「フェニックスボード」による県政情報等の提供や手づくりミニコミ紙の発行、地域の住民や団体・グループ等と連携して、イベント、講演会等を実施した。

(4) 「被災者復興支援会議」の設置

平成 7 年 7 月には、県の呼びかけに呼応して 12 名の有識者で構成する「被災者復興支援会議」が発足した。これは、被災者と行政の間に立ち、被災者の生活再建に向けた課題等を客観的、総合的に検討し、被災者の復興に向けた提案等を行政、被災者双方に向けて行うために設置されたものである。

被災者の生活実態や生活再建に向けた課題等を把握するために会議のメンバーが現地に赴き、被災者やその支援団体と意見交換を行う「移動いどばた会議」は、大きな成果をあげた。

平成 7 年 8 月から平成 8 年 3 月にかけて、現場の声に基づく生活支援に向けた課題等について審議を重ね、行政や被災者双方に多くの提案を行った。

(ウ) 「生活復興県民ネット」の発足

これまでの県民運動の経験を被災者の生活再建に生かすため、主要な団体、企業、労働組合等 54 団体、学識経験者 3 名が参画し、生活復興を進めるため、平成 8 年 10 月、「生活復興県民ネット」が発足した。

同ネットでは、住民自らが復興の主体となり、自分たちの力で復興を進めるため、元気回復や仲間づくりにつながる活動に対する経費助成などを行った。

こうした事業を通して、被災地におけるコミュニティ形成、各団体間のネットワークづくり、地域活動参画へのきっかけづくりなどを促進した。

(県民ネットが助成した活動)

県民ネットでは、人材、アイデア、ノウハウ、資金などを必要とするグループと、提供できるグループの出会いの場を提供する「フェニックス出会いの広場事業」をはじめ、「ふれあいセンターでの茶話会の開催」、「仮設住宅から災害復興公営住宅への引っ越しの手伝い」、「恒久住宅での入居者同士の交流会の開催」などに経費を助成した。

(県民ネットの情報誌)

ボランティアグループの活動や生活復興を支援するプラン等を紹介する情報誌「ハートネット」を発行した。

(I) 「NPO と行政の生活復興会議」の設置

平成 9 年 7 月から、NPO/NGO 等と行政がテーブルを囲んで議論する画期的な試みと

して、生活復興会議ラウンドテーブルを開催した。これは、仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移行するため、月1回、被災地のNPO/NGO等と行政が意見交換をする場であった。

しかし、もう少し具体的な施策につながるしくみをつくる必要があるとの考えから、平成11年6月に「NPOと行政の生活復興会議」に改組した。この会議では、被災地のNPO/NGO等と行政が、被災地の生活復興に関するNPO/NGO等からの提案について検討等を行った。

(オ) 「ボランティア活動支援センター（仮称）構想」の策定

平成7年度に、「新しいボランティア活動支援システム検討委員会」が、今後のボランティア活動支援のあり方について検討を行っていた。そして、様々な分野のボランティア活動を総合的に支援する拠点として「全県的ボランティア活動支援センター（仮称）」を整備することを提言した。

これを踏まえ、平成8年度には、「全県的ボランティア活動支援センター（仮称）基本構想検討委員会」を設置して検討を重ね、平成9年8月に基本構想を策定した。この中で、同センターは、ボランティアセクターを企業や行政と並ぶ主体として、多様な価値観に基づく公益を実現する大きな力として成長・定着させるための拠点として設置するとしている。

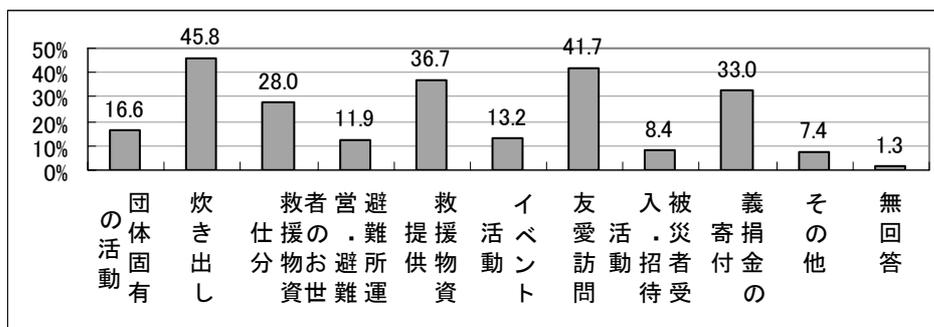
エ 県民ボランティア活動の実態把握

「ボランティア活動動向調査」結果により、平成9年1月1日時点でのボランティア活動の実態をみてみよう。

各分野において継続的に活動している県内のボランティアグループ 3,859 グループのうち、何らかの救援・復興活動を実施したグループは約60%、2,304グループあった。その活動内容等は次のとおりであった。

① 支援活動の内容（複数回答可）

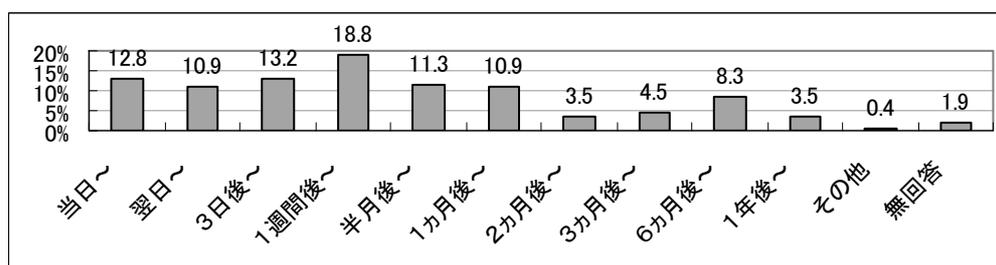
最も多い支援活動は「炊き出し」45.8%で、以下「友愛訪問」41.7%、「救援物資提供」36.7%、「義援金の寄附」33.0%、「救援物資の仕分け」28.0%の順になっている。



② 支援活動の開始時期

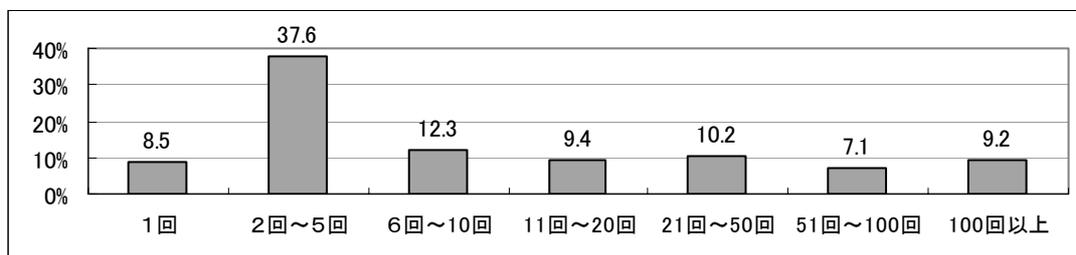
支援活動を開始した時期は、「震災当日から」12.8%、「翌日から」10.9%、「3日後から」13.2%になっている。

3日後までに活動を開始したグループは、合わせて36.9%、震災後1か月までに活動を開始したグループは、67.0%となっている。



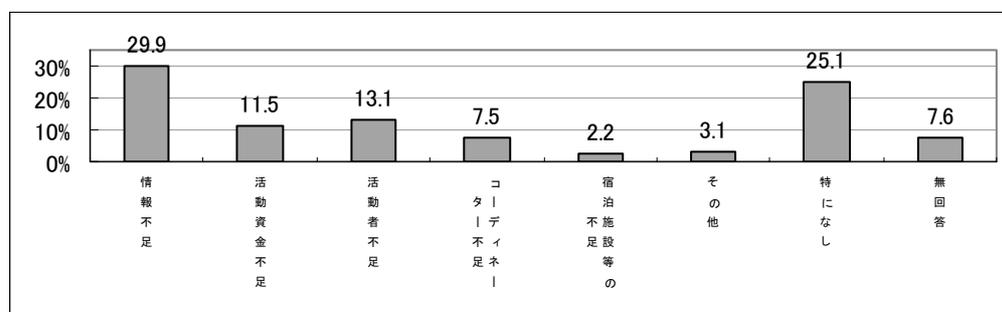
③ 救援・復興活動回数（震災後通算）

震災後の通算の活動回数は、「2～5回」が36.7%で一番多く、続いて「6～10回」が12.3%になっている。約6割のグループが「2～10回」の活動になっている。また、「101回以上」の活動をしているグループは9.2%ある。



④ 救援・復興活動で困ったこと（複数回答）

救援・復興活動で困ったことは、「情報不足」が29.9%で最も多く、続いて「活動者不足」13.1%、「活動資金不足」11.5%となっている。特に、的確な情報提供の必要性が指摘されている。



⑤ 現在の活動状況

調査時点の活動状況は、「活動継続中」36.8%、「活動休止中」35.6%、「活動終了」24.3%になっている。「活動休止中」は、「活動依頼があったら活動する」、「活動できることがあったら活動する」という状況になっている。

カ 県行政における参画と協働の考え方の確立へ

(7) 「兵庫 2001 年計画仕上げの方策」の策定への県民参画

県の総合計画である「兵庫 2001 年計画（昭和 61 年度～平成 12 年度）」では、その実効性を確保するため、5 年ごとの補完計画を策定してきた。同計画の最後の 5 カ年の指針となる「仕上げの方策」は、震災を踏まえて、これまでの同計画の総合的点検を踏まえつつ、復興計画と連携しながら策定に取り組んだ。

この策定過程では、平成 7 年 9 月から平成 8 年 12 月の長期にわたり、県民から 21 世紀の兵庫づくりへの意見・提言を募集した。その中で、先進的な取り組みとして、インターネットを活用して県民から意見募集を行ったことがあげられる。

(4) パブリック・コメントの自主的な取り組み

「科学技術政策大綱」の策定時に委員会の中間報告について、平成 9 年 12 月、パブリック・コメントが実施された。これが兵庫県での最初のパブリック・コメントである。これ以降、パブリック・コメントは、9 年度にもう 1 件（全 2 件）、10 年度に 2 件、11 年度に 5 件、12 年度に 16 件、13 年度に 33 件と増加していった。

この時期は、パブリック・コメントを実施するかどうか、またその実施方法は、各部局の判断に任されていた。このため、実施期間や公表資料等にばらつきがあった。このようなことから、庁内統一ルールの必要が高まっていった。

(ウ) 真の成熟社会をめざして～県民生活審議会答申

平成8年3月に出された県民生活審議会では、「真の成熟社会をめざして－生活創造の新たなルールづくり－」という、参画と協働につながる注目すべき答申がなされている。

その中では、自分の行動に責任を持ち、社会の一員として積極的にその役割を果たして、周りの人々と助け合い、支え合っていく市民の姿を描いている。その上で、市民、企業、行政による「新しい関係」の構築をめざすことの重要性を明確にしている。

(3) 復興初期 (H10～H11)

《概観》

この時期は、仮設住宅から恒久住宅へと移行が進められ、被災者支援活動のあり方も、非常時から平常時へと変化していった。そのなかで、地域団体とNPO/NGO等が協働した様々な被災者支援活動が展開された。一方、NPO/NGO等は、法人化や事業化に取り組み、継続的な活動展開に向けた努力を重ねていた。その中には、NPO/NGO等の活動に必要なさまざまな支援やネットワーク化に取り組む中間支援組織も誕生するなど、多様な展開を見せ始めた。

一方、県では「県民ボランティア活動の促進に関する条例」を制定し、ボランティア活動という概念を明らかにした上で、ボランティア活動に対する支援基盤の整備が始まった。さらに、県民を巻き込んだ「参画と協働」を先導する実験的な取り組みとして、21世紀兵庫長期ビジョンの策定に向けた取り組みが開始された。あわせて、パブリック・コメント、アドプト・プログラムなど、参画と協働を具体的化する施策・事業も展開し始めた。

ア 中間支援組織によるボランティア団体等のネットワーク化の進展

震災後、様々なボランティアグループ、NPO/NGO等が活発な活動を展開してきた。そのなかでの特徴的な動きは、これらの団体等のネットワーク化や、活動支援を行う中間支援組織の役割が大きくなってきたことである。

「中間支援組織」の明確な定義は難しいが、一般的には、個々のボランティアグループ、NPO/NGO等の活動を支えるヒト、モノ、カネ、バ、情報などの活動資源に関するサービスを提供し、NPO/NGO等の活動や組織運営を間接的に支援する専門機関のことをいう。対象とする広がりも、全国、県、市町、地区など様々で、設置運営方式や重点支援領域も多様である。資金面から見ると、メンバーが資金等を持ち寄り信頼関係に基づき運営されているものや、行政からの支援を受けたり、寄付や出捐等により原資を集め配分する形態をとっているものもある。

兵庫県が平成16年3月に策定した「地域づくり活動支援指針」「県行政・参画・協働推進計画」では、自治会、婦人会などの地域団体や職能団体など各種団体の全県・広域組織をはじめ、ネットワーク形成や調整活動に重点を置いたNPO/NGOなど多様な組織があるとしている。例えば、「阪神・淡路ルネッサンス・ファンド(HAL基金)」「阪神・淡路コミュニティ基金」「日本財団」等(P15参照)も、活動を資金面から支援する中間支援組織の一つといえる。

ここでは、主として、被災地のボランティア、NPO/NGO等の活動を対象とした支援活動を行っている地域密着型の組織について記載する。

具体的には、情報提供、相談機能などによりボランティア団体を支援する「コミュニティ・サポートセンター神戸」「市民活動センター神戸」「宝塚NPOセンター」などの団体が、地域の課題を踏まえて、きめ細かな活動を活発に展開しはじめ、活動の広がりや深まりとともに、各団体間のネットワーク化が進展した。また、被災者の救援や被災地

のまちづくりに関わっている研究者、市民運動家、ジャーナリストなどからなる専門家集団として「神戸復興塾」が平成8年4月に活動を始めた。その後、様々な活動がここで生まれ育ち、多くの具体的な活動として、結実していった。

一方、地域団体とNPO/NGO等が協働するといった事例も増えている。

例えば、被災者が仮設住宅から復興住宅へ移転するにあたって、NPO/NGO等が引越しを行い、地元婦人会が入居後のフォローを行ったことがあげられる。

(生活復興NPO情報プラザの開設)

被災者の生活再建に向けた支援活動に取り組むボランティアグループや各種団体の交流、情報交換などの活動を支援する広場として、「生活復興NPO情報プラザ」が、阪神・淡路大震災復興支援館（フェニックスプラザ）内に平成10年4月にオープンした。

平成14年6月には、ボランタリープラザの開設にあわせて、神戸クリスタルタワーに移転し、ひょうごボランタリープラザと協働で、プラザの交流サロン等を運営している。

イ ボランティアグループ、NPO/NGO等の継続的活動を展開するための取り組み

復旧期から復興初期にかけて、特に震災を契機に設立され、活動を継続しているボランティアグループ、NPO/NGO等は多い。活動内容も、被災者支援活動から、徐々に平常活動へと変貌し、さらに先駆的な活動へと発展していった。

一方でNPO/NGO等は、継続的活動・運営という課題に直面することになる。その原因の一つに、阪神・淡路コミュニティ基金の事業打ち切りや企業等からの寄付金の減少などによる活動資金不足がある。また、ボランティアの減少など、人材不足にも悩むこととなっていく。この時期のNPO等の活動の特色として、事業化への取り組み、専門性の向上、法人化への動きがあげられる。

(ア) 事業化への取り組み

継続的活動・運営という課題への対処として出てきた動きが「事業化」である。特徴的なのが「コミュニティ・ビジネス」の展開である。コミュニティでの活動を有償で展開し、その利益をまた公益的活動につぎ込むという取り組みは、県内でも震災以前から行われていた。しかし、「コミュニティ・ビジネス」として取り組んだのは、やはり震災の復興過程である。これまでのように、助成金や寄付金だけに依存するのではなく、基盤的運営費等を自らの事業で稼ぎ出そうという、自立化の動きである。

(イ) 専門性の向上

現場の活動でも必要とされてきた専門性の向上という課題は、事業化の動きとともに、さらに必要とされるようになった。

テーマ性を持ったボランティアグループ、NPO/NGO等として、福祉、医療・健康をはじめ、青少年、環境、まちづくりなどの活動に特化して専門性をさらに高め、その専門性で信頼を得て、事業化を成功させていこうとする傾向が生まれた。

(ウ) 法人化への動き

さらに、このようなボランティア活動の継続的な展開を目指して制定された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき、ボランティアグループ、NPO/NGO等を法人化していこうとする動きが活発になる。

県内のボランティアグループ、NPO/NGO等でも、法施行後最初の年度である平成11年度に50団体が認証されたのを皮切りに、加速度的にNPO法人が増加することになる。

ウ 県民ボランタリー活動に対する支援基盤の整備

県は、「県民ボランタリー活動の促進に関する条例」の制定により、「ボランタリー活動」概念の確立となどのボランタリー活動に対する支援基盤の整備に着手した。その背

景には、多様な主体によるボランティア活動の増加・活発化、多様化・専門化が一層進むとともに、それらをつなぐ中間支援組織が誕生し、団体間のネットワーク化が進展したことがある。

(7) 「県民ボランティア活動の促進に関する条例」の制定

平成 10 年 3 月に制定された「特定非営利活動促進法(NPO 法)」を受け、被災地兵庫にふさわしいボランティア活動を促進する条例として、「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」を同 12 月に施行した。

NPO 法は、震災時でのボランティアの活躍が制定の契機となっている。この条例は、ボランティアな活動を促進するための基本的な施策を定めるとともに、同法の施行に必要な事項を定めたものである。

この条例の特徴は、「県民ボランティア活動」という概念を明らかにしたことである。それは「県民が行い、または県民のために行われる自発的で自律的な活動であって、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義している。当時、福祉中心のイメージのあったボランティア活動よりも幅広い活動を対象にしたいという考えに基づいている。

同条例の県が実施すべき基本的施策の中に、「県民ボランティア活動の支援拠点の整備推進に必要な措置を講ずる」旨の記載が盛り込まれた。これによって支援拠点が初めて県の施策として位置づけられた。

(4) ボランティア活動支援センター（仮称）基本計画の策定

「ボランティア活動支援センター(仮称)構想」を具体化するため、平成 11 年 3 月に「ボランティア活動支援センター(仮称)基本計画」が策定された。

同センターは、県内各地域で行われている県民ボランティア活動を支援することを通じて、“市民自律社会”の構築に向けた本格的なボランティアセクターの形成をめざし、次の 2 点を基本コンセプトとしている。

①“市民自律社会を支えるアクティブ・シチズンシップ（主体的・能動的市民参加）の形成”

②“NPO 等・企業・行政のパートナーシップの確立”

この計画の中で、「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」の趣旨を踏まえ、県内外での「県民が行うボランティアな活動」や、震災時のような「県民のために行われるボランティアな活動」の双方を「県民ボランティア活動」としてとらえ、ボランティア活動支援センター(仮称)は、これを広く支援していく拠点として整備している。

エ 県行政における参画と協働の先導的取り組みスタート

(7) 長期ビジョンの策定過程への県民の参画—県民主役・地域主導—

a 住民を巻き込んだ「パブリック・インボルブメント」としての展開

平成 11 年度から平成 12 年度の 2 ヶ年をかけて取り組んだ、21 世紀兵庫の羅針盤となる長期ビジョンの策定は、県民主役・地域主導による「ビジョン」づくりであった点で、これまでの総合計画の策定手法を大きく転換するものだった。

それは、①行政主導の計画ではなく、社会が共有できるビジョンの役割を担う②全県の視点から導出されるのではなく、地域から積み上げる策定手法をとる③プロトタイプをともに作り上げていくプロセスを重視する、という特徴をもっている。

このような県民主役の新しいビジョンづくりにあたっては、幅広い県民が主体的に参画していただけるよう、行政の活動に住民を巻き込む、パブリック・インボルブメントの手法をビジョンづくりのプロセス全体に導入した。

(21 世紀県民フォーラム)

ビジョンづくりの早い段階からの県民の参画が必要であるとの考えから、21 世紀初頭の兵庫の課題について議論を行う「21 世紀県民フォーラム」を平成 10 年 1 月

から7月に開催した。県内各地域において県主催で47回、県民による自主開催で7回開催され、延べ10,177人の参加があった。

(地域ビジョンを踏まえた全県ビジョンづくり)

県民主役・地域主導のビジョンづくりとするため、従来の計画づくりとは逆のプロセスを導入した。それは、地域ごとに「地域ビジョン」を策定し、その過程や成果をもとに「全県ビジョン」をとりまとめるというプロセスである。

地域ビジョンの策定にあたっては、7つの県民局ごとに地域夢会議、地域夢21委員会、地域ビジョン推進会議を設置した。学識者、団体代表、NPO/NGO等関係者、公募委員、市町代表等、21名程度で構成される地域夢21委員会は、地域ビジョンの素案を作成した。そのうえで、県民だれでも参加し、議論する場である地域夢会議を開催し、ビジョン案をとりまとめた。

各種の地域団体を構成員とする地域ビジョン推進会議は、地域の総意を得て、地域ビジョンとし、策定後はその推進と評価を図っている。このようなプロセスで策定されるビジョンづくりは全国で初めての試みと思われる。

(地域夢会議)

県民だれでもがビジョンづくりのさまざまな過程に参画できるように、各地域で多様な形式で地域夢会議を開催した。これは、4段階にわたって開催され、総数11,891人の参加を得た。特に、第1段階は、被災者復興支援会議が被災者のニーズをくみ上げるために実施し、大きな成果をあげた「移動いどばた会議」を参考に、井戸端会議方式で開催し、7,520人が参加した。

(パブリック・コメント)

ビジョン策定の過程で2回にわたってパブリック・コメント(県民意見提出手続)を実施した。提出された意見総数は合わせて2,431件と平成12年度までに実施されたパブリック・コメントのなかで最多であった。

(委員の公募)

長期ビジョンを検討、審議する「長期総合指針検討委員会」「長期ビジョン審議会」「地域夢21委員会」では、委員の一部を公募した。平成12年には、ビジョンづくりに関心を持つっていただいている一人でも多くの県民の意見を生かすため、これら応募者全員を対象に「21世紀の兵庫の夢を語る会」を設置し、長期ビジョンへの意見・提言を求めた。

b 長期ビジョン推進の基本姿勢としての「参画と協働」

長期ビジョンの策定プロセスでの県民主役の取り組みは、単に計画策定手法の大きな転換であっただけでない。特筆すべきは、ビジョンの中で、ビジョン推進の基本姿勢を「参画と協働」とし、今後、県行政を推進する中での「参画と協働」の位置づけを明確にしたことにある。

(4) 参画と協働による施策・事業の開始

a コミュニケーション型県土づくりモデル事業

成熟社会では、行政と住民との双方向のコミュニケーションのもとに良質な基盤整備を進める協働の地域づくりへの取り組みが必要である。このため、平成11年度からコミュニケーション型県土づくりモデル事業を実施している。

この事業では、①住民と行政の橋渡し役である地域プランナーの導入②ニュースレターや町広報誌の活用、自由な雰囲気での議論する場(ワークショップ)の開催により、住民にわかりやすい情報を提供し、意見の出しやすい環境をつくるしくみの導入、③子供の参加が家族の話題となり、地域全体の参画にもつながるため、小学校の授業(総合学習)の題材としたり、イラスト大会や作文発表会等の実施、④住民が計画段階のみならず工事においても参加、など実施過程で多様な参画と協働のチャンネルを活用している。

(ウ) 活力ある成熟社会の実現～県民生活審議会答申

平成 10 年 10 月に出された県民生活審議会では、「活力ある成熟社会の実現－生活創造活動と行政の展開方法－」という答申を行っている。その中では、私的領域と公的領域の間には公共的領域が存在することを明らかにしている。

そこでは、公的責任として行政が提供すべきものは限定され、人と人のつながりによりお互いに支え合って提供する領域として、「共」の領域という概念を提案している。その上で、ボランティアネットワークの構築や成熟社会の再評価などを行っている。

(4) 本格復興期 (H12～H16)

《概観》

この時期から現在にかけて、本格的なボランティアセクター（市民セクター）の確立をめざし、中間支援組織や NPO/NGO 等間の恒常的な連携が図られつつある。また、コミュニティでは、地域通貨など新たな試みにより、地域力を再興していこうとする活動が展開されている。

これらの活動を支援するため、県では、「ひょうごボランティア基金」の創設、県民ボランティア活動の全県的な支援拠点としての「ひょうごボランティアプラザ」の開設などに取組み、県民ボランティア活動の支援基盤の枠組みをほぼ確立した。

さらに、県民運動の積み重ね、震災の教訓、21 世紀兵庫長期ビジョンの取り組みを踏まえて、県民と県行政の連携・協力関係に基づく「参画と協働」の基本理念を明らかにした、「県民の参画と協働の推進に関する条例」を、平成 15 年 4 月 1 日に施行した。これは、県民生活を基本に展開してきた兵庫県政のひとつの集大成として、また、今後の県政運営の基本姿勢としての「参画と協働」を明らかにしたものである。

一方、長期ビジョン実現に向けて、県民の具体的行動を支えるさまざまな取り組みや、参画と協働を地域社会で具体的に展開する地域協働事業など、今後の県政運営の試金石となるさまざまな取り組みが展開しつつある。

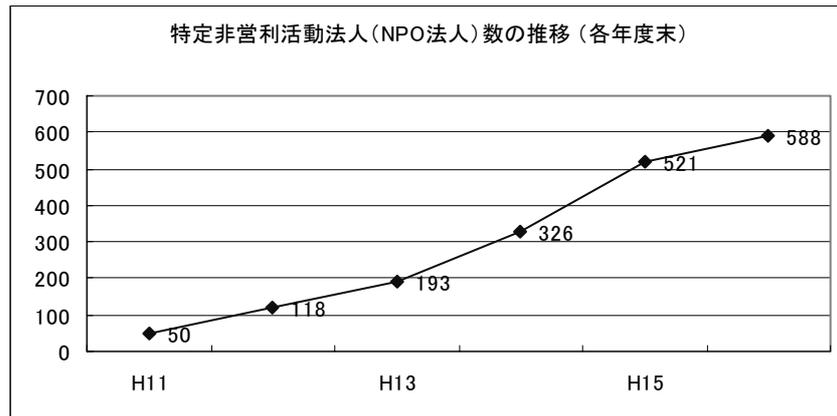
ア NPO/NGO 等の活動の発展

(ア) NPO/NGO 等の活動の拡がり

本格的なボランティアセクター（市民セクター）の形成をめざし、「市民」が公（パブリック）を担っていく社会を築いていこうという動きが NPO/NGO 等を中心に活発になった。

例えば、ボランティアグループ、NPO/NGO 等を一体のものとして捉え、社会的な存在感を得ていこうとする政策提言（「くらし・地域・アクションプラン 2001」）が出されるなど、NPO/NGO 等有志による勉強会や研究会が開催された。

一方、特定非営利活動法人の認証は、平成 11 年 4 月から開始されたが、平成 14 年度から認証数は急激な伸びをみせており、平成 16 年 7 月末の県の認証数は、588 法人に達している。



このような中で、すでに活動を展開し始めていた「中間支援組織」への期待が高まっていく。ボランティアセクター（市民セクター）として形成していくために、行政からの支援に頼るのではなく、「民」による「民」への支援により、ボランティアグループ、NPO/NGO等の芽生えを助け、その輪を広げ、さらには、活動目的等の異なる主体間のつなぎをしていこうとする「中間支援組織」が注目されることになる。

これ以降、「中間支援組織」は、ボランティアグループ、NPO/NGO等の育成・協働だけでなく、企業や行政とのつなぎ役としての役割も期待されるようになり、その活動の強化が社会的課題となっていく。

(1) NPO/NGO等の恒常的な連携の始まり

さまざまな活動を各地で展開しているボランティアグループ、NPO/NGO等が連携し、一つの力となっていこうとする動きは、初期の段階では、例えば、神戸市におけるボランティアのネットワーク組織「阪神大震災・地元NGO救援連絡会議」、西宮市における「西宮市ボランティアネットワーク(NVN)」などの取り組みがあった。また、先に触れた「NPOと行政の生活復興会議」のNPO部会という形でも存在した。

このような中、平成11年夏、兵庫県内で市民公益活動に取り組んでいる団体自身から、分野をこえたネットワークが必要との声が高まった。翌年11月、市民活動側の合意形成と地位向上の取り組みを進めるためには、連携して情報の共有や相互研鑽の場をつくること、行政、企業、社会一般への発信と提言の窓口機能を持つことなどの認識のもと、協議会発足へ向けて準備を進めた。これらの動きを経て、平成14年2月「ひょうご市民活動協議会(HYOGON)」が発足した。同協議会では、人材育成、会員の交流・相互研鑽、情報交換、広報活動、市民活動の基盤整備のための提言・発信などを事業の柱とした活動を行っている。

このようなNPOがネットワークを形成し、総体として情報発信・提言していくための恒常的な組織という形で結成されたことは特筆すべきであり、市民セクターとしての社会的な地歩を一步固める動きとして捉えることができる。しかし一方では、さまざまな考え方の団体が連携し行動していくことの難しさを抱えていることも事実であり、今後の活動が注目されている。

(HYOGONコミュニケーション祭)

HYOGON では、市民活動団体の情報発信力の向上、社会に対しての活動の PR、団体の相互交流を目的に、市民活動団体の広報作品を広く募集し、その作品の社会への発信力を部門別に評価するコンテスト等を平成 14 年度、15 年度の 2 回開催した。

講演会の開催や参加者の技能の向上を図る相談コーナーや WEB 制作実演ブースを設けたほか、交流スペースとして参加団体同士の情報交換や相互交流を深める場を設定した。参加者からは、相談ができる機会があった、励みになった、良い団体と出会えた、などのコメントが寄せられた。

第 1 回目は、市民活動における広報力の重要さへの問題提起、第 2 回目は、団体の相互研鑽と広報戦略実践への支援をめざした。今後は、広く市民社会へ実際に届き生きる広報とは何かを、多くの市民と考えていく機会を提供していきたいとしている。

イ コミュニティでの地域づくりへの試み

一方、コミュニティでは、引き続き地域力を再興していこうとする地域活動が展開されるとともに、「地域通貨」のような新しい試みが実験され始める。このような住民同士のつながりを形成するためのきっかけづくりを行い、成熟社会型のコミュニティの形成につなげていこうとする取り組みが、被災地をはじめ、県内各地で模索されるようになる。

このような様々な取り組みは、地域団体と NPO/NGO、さらには企業の協力・支援など、いろいろな主体との協働が進み始めたことを物語っている。これらの動きは、これまでつながりのなかった主体とともに取り組む際の留意点や様々な事業を展開するノウハウを蓄積していくこととなり、今後ますます多様な協働が進んでいくことを期待させるものである。

(地域通貨の取り組み)

震災時に芽生えた助け合いや住民同士のつながりを育て、助け合える人々の輪を広げ、暮らしやすい地域をつくりたいとの思いから、地域通貨を導入する地域、団体が増加してきている。地域通貨は、お互いに助け合うサービスや行為を時間や点数、地域やグループ独自の「貨幣」に置き換え、これを財やサービスと交換するシステムで、東灘区の「かもん（平成 12 年 7 月導入）」や宝塚市の「ZUKA（平成 12 年 8 月第 1 回実験開始）」、「未杜(みと)（平成 13 年 7 月導入）」など、10 以上の地域や団体で行われている。

(企業とNPOとの協働)

但陽信用金庫（加古川市）では、震災直後から地域共生課を設け、職員が交代で被災地救援にあたってきた。さらに、仮設住宅でのボランティア活動を企画し、地元のボランティア等と協力して仮設住宅での害虫駆除、住環境整備等の活動に取り組んできた。また、平成 8 年には、仮設住宅でお年寄り向けに、緊急通報システム（ベルボックス）の配付を進めるボランティアグループ「神戸元気村」の活動に共鳴し、地元ボランティアに呼びかけるほか、職員も交代でベルの配付を進めるなど、様々な被災者支援活動をボランティア団体と協働して行ってきた。

こうした活動が石杖となり、ボランティア活動の中心メンバーが活動基盤を強化するため、平成 11 年度から NPO 法人を立ち上げた。

ウ 県民ボランティア活動の支援基盤の確立

(7) 「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」の策定

県では、「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」の規定に基づき、平成 12 年 11 月に「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」を策定した。これは、成熟社会を迎え、本格的なボランティアセクターを確立するため、地域団体、NPO/NGO 等と行政の関係や、ボランティアセクターを支援する具体的な施策の展開の基本的な考え方を明らかにするものである。

この基本方針では、これからの分権社会では地域の課題は地域社会（県民、NPO/NGO 等のボランティアセクター）で解決することが基本となること、そのなかでは公的な領域と私的な領域の中間に位置する公共的領域を担ってきた行政の役割は縮小され、ボランティアセクターの役割がますます大きくなることを基本認識としている。

(4) ひょうごボランティアプラザの開設

— 県民ボランティア活動を支援・促進する全県的なネットワーク拠点 —

多様なボランティア活動の展開にあわせて、ボランティアセクターを企業や行政と並ぶ主体として、多様な価値観に基づく公益を実現する大きな力として成長・定着させるための拠点整備に対するニーズはますます大きくなってきた。

そこで、兵庫県では、平成 14 年 6 月にボランティア活動を支援する全県支援拠点として「ひょうごボランティアプラザ」を開設した。兵庫県が設置し、管理・運営を兵庫県社会福祉協議会に委託する方式をとっている。具体の運営にあたっては、ボランティア活動に取り組む団体、NPO/NGO 等、学識経験者、地域行政等からなる運営協議会での検討を行いながら、民間からの援助のもと、ボランティア活動の支援を行っている。

ボランティアプラザの基本理念は、3つである。

- ① 地域支援拠点としての市区町社会福祉協議会ボランティアセンター、文化会館等や中間支援組織がボランティア活動を展開する個々のボランティアグループ、NPO/NGO 等に対して効果的、効率的な支援が行えるよう、各地域拠点や中間支援組織等への支援
- ② インターネット等の普及に対応して、鮮度の高い情報をきめ細かく発信し、情報ネットワークを通じたボランティア活動の基盤強化
- ③ ひょうごボランティア基金や復興基金等を活用した様々なメニューの活動助成や貸付等の事業を一体的に展開する多彩な活動資金支援

ボランティアプラザの主な機能として、次の 5 つの柱を掲げ、多様なボランティア活動の促進策に取り組んできた。

《交流・ネットワーク》

団体・NPO/NGO、企業、労組等が協働してボランティア活動団体の交流を促進する「ひょうごボランティア活動メッセ」の開催や、NPO/NGO 等と行政が、福祉、子育て、環境、まちづくり等の様々な分野の課題について、定期的に協議を行う「NPO と行政の協働会議」の開催等の事業を実施している。



(交流サロン—団体等の交流の場として提供)



(セミナー室—ボランティア団体のさまざまな打ち合わせに活用)

《情報の提供・相談》

インターネットを活用して、広く県民に地域づくり活動を登録いただき、各種情報の提供・発信と出会いの機会を提供する「地域づくり活動情報システム(コラボネット)」の運用や法律、会計等に関する専門相談を行う「NPO専門相談」等を実施している。

《人材養成》

NPO/NGO、学識経験者、行政等で構成される実行委員会方式でNPO/NGO等の基盤強化の確立を支援する講座を開催する「NPO大学事業」等を実施している。

《活動資金支援》

「阪神・淡路大震災復興基金」、「ひょうごボランティア基金」を活用して、地域で活動する小規模なボランティア団体への助成から、NPO/NGO等の基盤強化や行政との協働の促進など、様々な助成を行っている。

《調査研究》

大学・NPO/NGO等と様々なテーマについて共同研究、委託調査などを行っている。

(多様な主体との協働による調査研究)

ーH14:地域通貨(神戸商科大学との協働)ー

地域通貨の研究をボランティアプラザと神戸商科大学の調査研究チームが協働して実施した。調査研究にあたっては、地域通貨の意義と可能性に言及するだけでなく、八千代町での実践研究や地域通貨の実践地域の協力を得た調査を行った。

ーH15～16:市町域でのボランティア活動推進に向けて(市町社会福祉協議会ボランティアコーディネーター等との協働)ー

市町域でのボランティア活動の推進方策等を検討するため、市町社会福祉協議会ボランティアコーディネーター、ボランティア関係団体、学識経験者、ボランティアプラザ、行政関係者で構成する調査委員会を設置している。

ーH15～16:市民活動の基盤強化のための実践的調査ー

市民活動を活性化するための基盤強化として、中間支援機能を高めるため、ひょうごボランティアプラザが「ひょうご市民活動協議会」に調査研究を委託している。

(ウ) ひょうごボランティア基金の創設

ひょうごボランティアプラザの開設に先立ち、平成14年4月に、約100億円の規模の「ひょうごボランティア基金」を県社会福祉協議会内(ひょうごボランティアプラザ)に創設した。「ボランティア基金」、「地域福祉基金」、「友愛基金」の3基金を有していた「ひょうご地域福祉財団」を解散し、再統合したものである。

ボランティアセクターの形成を支援するため、活動に対する財政面での基盤強化を図るとともに、平成16年度末の復興基金終了後のボランティア活動への支援財源を確保することも目的としている。

現在、従来からの支援制度に加えて、NPO/NGO等の活動基盤を強化するための「NPOパワーアップ事業助成」や、行政とNPO/NGO等との協働を進める「行政・NPO協働事業助成」等の助成策を新設し、ひょうごボランティアプラザが実施する他の事業と一体的な運用を図っている。

このうち、「行政・NPO協働事業助成」では、「まちづくりプラットホーム」展開や

「県職員 NPO トライやる」研修など NPO と行政が協働して具体事業を展開するに至っている。

(イ) ひょうごボランティア活動メッセ

同プラザでは、活動団体間の交流の促進、企業等の資金提供者とのマッチング等を促進するとともに、県民の県民ボランティア活動への理解と参加の促進を図るため、県内各地域のボランティア活動団体が一堂に会するイベントとして、NPO/NGO 等との実行委員会方式により開催している。

メッセは、様々なイベントで構成されている。そのひとつである「ボランティア・市民活動元気アップアワード」は、市民・企業・団体から協賛金を募集し、これを原資にして、ボランティア活動団体のユニークな企画やこれまでの地道な活動実績に対して、賞を贈呈するという、ボランティア団体と企業等との出会いの場を提供するものである。

(ストヘル(ストリートヘルパー)育成プロジェクト)

平成 14 年度に元気アップ大賞を受賞した障害者支援の活動に取り組む神戸市の「だんごの会」の企画は、兵庫県在住の中学生・高校生を、同世代の障害のある子どもたちと一緒に外出する「ストリートヘルパー」として育成するプロジェクトである。

夏休みなどの長期休暇中に、中・高・養護学校生を対象に、外出を支援するストリートヘルパー活動の体験合宿を行う企画で、50 名の参加を予定している。体験合宿に向け、合宿参加者、支援者等による実行委員会を組織し、準備会を毎月開催している。

一連のプロセスを経験することにより、みんな同じ人間として共に生きる意識が育ち、将来的に安心して暮らせるまちづくりを進める人材に成長していくことが期待されている。

(オ) NPO/NGO 等と行政の協働会議から生まれた制度

－「被災地 NPO 活動応援貸付」－

平成 13 年度から実施している NPO/NGO 向け貸付制度は、その創設にあたって、「NPO と行政の生活復興会議」(現「NPO と行政の協働会議」) が大きな役割を果たしている。これは、同会議内の融資会で、制度の枠組み、課題等について継続的に議論を重ね、NPO/NGO 等と行政が協働して制度概要を作り上げたものである。

平成 15 年度から同制度は、県が一般財源により被災地外にも同じ枠組みの融資制度を創設し、被災地内の制度と合わせて全県的な制度となった。

制度創設以来、介護保険事業資金、グループホーム建設資金など、助成制度だけでは対応しきれない、NPO/NGO 等からの幅広い資金ニーズに答えている。

(カ) NPO 大学事業

NPO などボランティア活動を行う団体の運営基盤の確立を支援するため、組織運営、人材活用、資金調達などに関して、専門性の高い知識や技術等を習得する講座を、NPO/NGO、行政等で構成する運営委員会方式により実施している。

(NPO大学の卒業生の声)

マネジメント（組織運営）コースを平成11年度に受講した。受講者は、NPOの中核的スタッフ、将来はNPO立ち上げ活躍したい人たちなどの熱心な方たちである。講義はNPOに精通した講師陣や実務経験者などによって行われ、自由な雰囲気での議論の機会（ワークショップ）もあり大変有意義なもので、議論も活発に行われた。

卒業後は、社会貢献活動を目標とした市民活動の交流の場の提供やネットワークを活用した人的な紹介の支援など中間支援的な活動を行っている。NPO法人も卒業直後に取得し、社会貢献団体の事務局として、地域イベント等への参画など幅広い活動を行っている。

(キ) 市町ボランティア・市民活動センター

このような県の動きとあわせて、市町社会福祉協議会は、地域密着型の福祉を中心としたボランティア活動から、広範囲な市民活動も視野に入れた動きへと、対象とする分野を広げてきた。その現れが、一部の市町でみられた「市町ボランティアセンター」から「市町ボランティア・市民活動センター」への改称であり、福祉分野のみにとらわれないボランティア活動一般への支援である。

(ボランティア国際年)

平成13年は、国連総会で宣言された「ボランティア国際年」である。この宣言は、大震災によるボランティア活動を教訓として、日本の提案により行われた。この宣言を受けて、①ボランティアに対する理解を深める②ボランティアへの参加が促進される環境を整備する③ボランティアのネットワークを広げる④ボランティアの活動を広げる、を目的として活動が展開された。

県内では、13年1月、ボランティア団体、NPO/NGO、県、神戸市、県社協等からなる実行委員会により「ボランティア・スクエア2001」が開催された。

(ク) 「NPOと行政の生活復興会議」から「NPOと行政の協働会議」への改組

被災地内の課題にとどまらず、全県的な課題にも対応するため、平成13年10月に「NPOと行政の生活復興会議」を「NPOと行政の協働会議」に改組した。この会議では、県全域を対象に県内のNPO/NGO等と行政が、従来からの生活復興関連に加え、福祉、子育て、環境など多様な課題（県民ボランティア活動関連）について定期的に協議する場を設け、協働しながら解決に取り組んでいる。

NPO/NGO等と行政が、施策等の企画段階から協議、意見交換を行っており、これまでに「NPO活動応援貸付事業」「ひょうごボランティアプラザの開設」等の新たな制度の立ち上げを協働作業で行ってきた。今後とも、地域課題に向けて、テーマ別に集中協議を行うなど、より幅広い分野の施策等への反映をめざしていくこととしている。

エ 県行政への県民の参画と協働の取り組みの大きな進展

(7) 長期ビジョン実現に向けた取り組み

a 県民自らが主体的に取り組む県民行動プログラムの策定

平成13年2月に長期ビジョンが策定された後、県内10地域では、公募により選ばれた各地域100名から150名の地域ビジョン委員を構成員とする地域ビジョン委員会が設置された。同委員会は、地域夢会議を開催しながら、県民が主体となって取り組む実践活動を具体化する「県民行動プログラム」をとりまとめた（平成14

年3月)。同時に、県民局が5ヵ年間に総合的、計画的に推進していく施策・事業を明らかにする「地域行政推進プログラム」への意見・提言を行った。

b 県民による実践活動の展開を踏まえた県の支援

平成14年度からは、地域ビジョン実現に向けて、地域ビジョン委員会を中心に、県や市町の職員をも巻き込みながら、県民行動プログラム等に基づき、各地域で自主的な実践活動が展開されている。

(イ) 情報共有のしくみの充実

兵庫県では、震災により情報網が遮断されたため、被災状況や支援に関する情報が被災地に正確、的確に伝わらず、「情報欠乏」に陥った経緯を踏まえ、県民と情報共有することの重要性を強く認識した。このため、震災後は、爆発的に普及するインターネットをはじめとするIT化に積極的に取り組んだ。

また、県政情報を県民と共有するため、広報誌やテレビ・ラジオ番組、インターネットなどを活用して積極的に情報提供をしてきた。平成12年3月には情報公開条例を制定し、積極的な情報公開を推進してきた。

平成15年度には、広報誌や番組、メールマガジン※などに県民の意見・要望を反映していくため、モニター※制度を試行した。また、審議会等の情報を県のホームページ上で一元的に公開するなど、審議会等の公開を促進している。

※メールマガジン：インターネットの電子メールを使い、登録読者に編集した情報を配信するしくみ。

※モニター：製作者(県)に頼まれて、番組や情報誌などを試験的に視聴、購読して感想を述べる人。

(ウ) 参画と協働の推進

a 「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定

兵庫県では、大震災を経験して、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるためには、「新しい公」の創出が不可欠なことを教訓として得た。それを踏まえて、21世紀の兵庫づくりの羅針盤となる「21世紀兵庫長期ビジョン」においては、県行政推進の基本姿勢を「参画と協働」と位置づけた。その理念を県民と共有するとともに、県民の参画と協働を一層推進するために、条例化をめざした。

条例の制定過程には、さまざまな局面があったが、平成13年度から14年度に2カ年に亘り、学識経験者による検討委員会での議論を中心に、県議会をはじめ関係機関ともさまざまな協議を重ねた。また、県内10地域での県民フォーラムや、多様なフォーラム、パブリック・コメントを実施するなど、県民意見の反映に努めた。後述する「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」でも策定プロセスを県民と共有するため、同様の手法を用いた。

紆余曲折を経て、参画と協働のあり方や基本理念を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を平成14年12月に制定し、平成15年4月から施行している。

この条例は、参画と協働には、県民同士が連携・協力し主体的な地域づくり活動の展開による地域社会の共同利益の実現(県民と県民のパートナーシップ)と、県行政の様々な場面における県民の積極的な参画と協働を得た県行政の推進(県民と県行政のパートナーシップ)の2つの場面があることを明らかにした、都道府県レベルでは全国初の条例である。

また、施行後3年以内に、参画と協働に関する施策の検証を行い、必要な措置を行うことを明確に位置づけるなど、「成長する条例」という、これまでにない特色を持ったものである。

b 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の策定

「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定に基づき、平成16年3月に、「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進計画」を策定した。

「地域づくり活動支援指針」は、県民の自発的で自律的な意思による地域づくり活動のさらなる拡がりに向けて、県としての基本的な支援の方向性を明らかにするものである。また、「県行政参画・協働推進計画」は、県民の県行政への参画と協働を推進するための基本的な考え方や展開方向を明らかにしたものである。

今後、これらに基づき、県行政全般にまたがって、参画と協働を具体的に推進していくことになった。

c 新しいつながりを求めて～県民生活審議会答申

平成 15 年 2 月に出された県民生活審議会では、「新しいつながりを求めて－生活の再ネットワーク化－」という答申を行っている。

その中では、一人ひとりが地域社会につながる態勢を整え、公を担うのは行政という考え方ではなく、支え合い、共に生きるための取り組みを社会全体で担うという「ともに新しい公を創造する」ことの重要性を明らかにしている。その上で、地域団体をはじめとするさまざまな既存組織の活性化とともに、新しいつながりを生むための具体的な施策の提案も行っている。

d 参画と協働の具体的展開

一方、さまざまな分野、また、計画策定、実施、評価の段階で、参画と協働のチャンネルを組み合わせた多様な取り組み、しくみづくりが始まっている。

(a) 県民運動の発展的展開

県民運動は、昭和 62 年の提唱から約 15 年を経て、県民の自発的で自律的な県民主導の取り組みとして発展してきた。これにより、県内各地で多数の団体による多彩な活動が展開されるなかで、県民一人ひとりが、地域社会の構成員として、自覚と責任を持って行動する意識が醸成されつつある。

平成 15 年度に、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定を踏まえ、今後の県民運動は、地域団体、ボランティア団体など多様な主体が、重層的にネットワークを築きながら、連携・協働して地域課題に取り組む、成熟社会にふさわしい活動としてさらに発展的に展開することとした。

このため、“こころ豊かな兵庫づくり推進協議会”を参画と協働の主要な推進母体として、地域団体をはじめとする多様な主体が自ら地域課題を発見し、課題に応じて重層的なネットワークが形成できるよう“こころ豊かな美しい兵庫推進会議”として発展的に改組・改称し、主要な構成団体である地域団体の連絡調整機関として、地域団体活動の中間支援機能を果たしていくこととした。地域においては、各地域の地域団体のネットワーク組織である“こころ豊かな美しい地域推進会議”がこの役割を担っている。

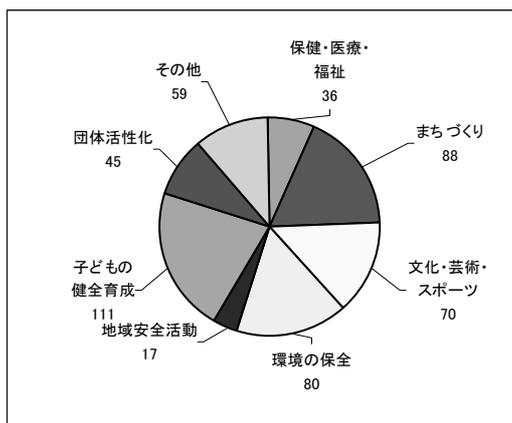
(b) 地域づくり活動応援(地域団体活動パワーアップ)事業

地域推進会議の具体的な事業として、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域団体が提案する、地域をよくするさまざまな取り組みの企画に対して、県民局単位で助成する「地域団体活動パワーアップ(地域づくり活動応援)事業」を平成 15 年度より実施している。

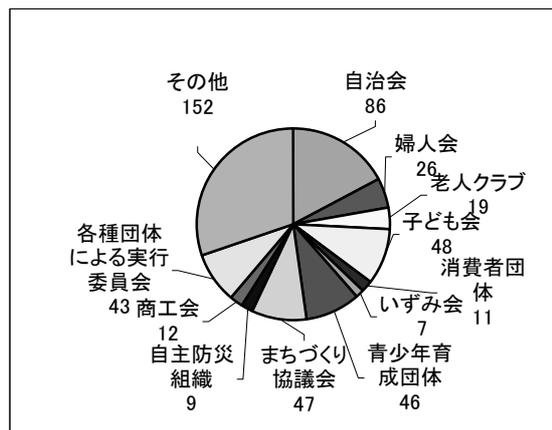
この事業は、地域の主体的な取り組みを推進するため、県民局が各地域の地域団体のネットワーク組織である「こころ豊かな美しい地域推進会議」に補助し、同会議が募集、助成の決定、交流・報告会の開催等を行うという形で事業展開している。

各地域での申請件数は多く、活動分野や活動団体の属性も多様で、助成することとなった活動のうち新しい取り組みが 50%を超え、パワーアップ事業を契機に中断していた活動を復活した取り組みも見受けられるなど、県内で地域団体の多彩な地域づくり活動が展開された。

◇助成した団体の活動分野別内訳（団体数）



◇助成した団体の属性別内訳



◇助成した団体の活動内容の内訳

活動内容の区分	団体数	構成比(%)
新しい取り組み(他の団体との協働の場合を含む。)	277	54.7
従前から実施している地道な活動に工夫を加えた取り組み	219	43.3
中断していた活動をパワーアップ事業を契機に復活した取り組み	10	2.0
合計	506	100.0

(c) 地域づくり活動登録

「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定に基づき、平成 15 年 5 月から団体等が主体的に取り組む地域づくり活動の概要を登録し、情報発信することを通じて、地域、分野を超えた活動ノウハウ等を共有するとともに、地域課題に協働して取り組むきっかけづくりになるなど相互の連携、交流を深めることができるよう、地域づくり活動登録制度を運用している。

この制度を活用して団体同士の活動の交流の輪が広がり始めている。

(コラボネットで広がる活動の輪)

－コラボネット利用者の声－

私たちは、ハーモニカの普及を目的に、被災された高齢者、青少年、幼児に楽しんでもらえる選曲で地域に密着した活動に取り組んでいます。

活動のPRをしたいので、コラボネットに登録して情報発信をしたところ、ふれあいまちづくり協議会などから、出演の依頼が続き、喜んでいます。今後は、私どものページを見て、活動に参加してくれる方が増えればいいと思っています。また、イベント参加を通じて、他の団体さんの活動内容がわかり興味深いです。

ひょうごボランティアプラザ

公開日: 2013/06/28

クリーン作戦で郷土を美しく

〇〇〇青少年団体連絡協議会では、郷土を知り、郷土を愛する心を
 (はぐくむため「クリーン作戦」を実施してきました。市内でもたくさんの方
 参加が集まっている〇〇〇山周辺、〇〇山周辺、市のシンボルである〇〇〇な
 どさまざまな所で地域や自然に関する学習を行うとともに、現地の清掃
 作業を行いました。年に1度の取り組みですが、参加者一人ひとりに
 故郷のことを思う気持ちが高まってほしいものです。

国産品の活用を促す
 これからのリーダーなどさまざまな機会をとおしてクリーン作戦を実施していきます。みなさんもご一物ごどうですか?

活動日時 〇〇月〇〇日

活動場所 そのまむちづくり活動
 青少年活動

団体名称	〇〇〇青少年団体連絡協議会		
団体連絡先	〒〇〇〇	TEL: 〇〇〇〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX: 〇〇〇〇〇〇	
	近所地図	E-Mail: 〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇	
		URL: http://www. 〇〇〇〇〇〇	
代表者連絡先	代表者氏名 〇〇〇〇〇〇	TEL: 〇〇〇〇〇〇	
	〒〇〇〇	FAX: 〇〇〇〇〇〇	

※ 活動情報一覧へ戻る ※

(コラボネットの登録画面)

(d) 3つのひろば事業の推進

兵庫県では、各地域で参画と協働で具体的に展開する施策として、子どもや若者の居場所、仲間、体験の場をつくるため、3つの広場事業に取り組んでいる。これらの事業は、地域団体、NPO/NGO、保育所、児童館、子育てサークル等が開設・運営し、県または(財)兵庫県青少年本部が支援する形をとっている。

(まちの子育てひろば)
 「まちの子育てひろば」は、子育て中の親と子どもが集い、子育ての悩みの解消や情報交換を行う場である。保育所、児童館、子育てサークル等が、県内1,200ヶ所の保育所や児童館を使って平成14年度から運営している。ひろばに関する情報の収集・発信や関係団体との連絡調整等を行う「まちの子育てひろば推進員」が地域に配置されており、推進員が大きな役割を果たしている。

(若者ゆうゆう広場)
 「若者ゆうゆう広場」は、中・高校生が学校帰りに立ち寄ってリラックスした雰囲気の中で仲間との人間関係を築き、社会性を身につけていく場である。地域団体やNPO等が、商店街の空き店舗や小学校の空き教室、社会教育施設、自治会館等10ヶ所で運営している。

(子どもの冒険ひろば)
 「子どもの冒険ひろば」は、子どもたちが自分の責任で自由に遊び、好奇心やエネルギーを発散させ、生きる力を養う遊び場である。地域団体やNPO等が、平成15年度から幼児や小学生を対象に県内各地の空き地を利用して実施している。

(e) 地域協働事業の推進

平成16年度からは、「地域づくり活動支援指針」に基づき、子育て、防犯、交

流拠点づくりなど、喫緊の地域課題に取り組む県民の自発的かつ自律的な地域づくり活動を積極的に応援する「地域協働事業」を実施している。この事業には「子育て」地域協働プロジェクト」「地域ぐるみ安全対策事業」「県民交流広場事業」の3つがある。

いずれも県民一人ひとり、地域団体、NPO/NGO、事業者等が主体的に取り組み、県行政はそれらを支援する形で展開されている。

(f) パブリック・コメント手続、審議会等の委員公募の庁内統ルールールの制定

これまでパブリック・コメント手続（県民意見提出手続）や審議会等の委員の公募については、各担当課が事業の内容等に応じて導入していたが、パブリック・コメント手続は平成14年4月に、審議会等の委員の公募は、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定に基づき、平成15年4月に、それぞれ庁内統ルールールを制定し、効果的な運用を図ることとした。

(g) 県民と協働で取り組む新たな行政手法の導入

・ PFI 等

民間事業者のノウハウを活用し、コスト削減を図るとともに、より質の高い公共サービスの提供を図るため、県ではPFI※の導入を推進してきた。平成12年度には「兵庫県PFI導入マニュアル」を策定し、平成15年度に兵庫県で初めて、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設にPFIを導入した。

また、民間事業者からの提案を受け、コスト削減等を図るVE※手法を平成12年度から導入し、芸術文化センターの整備等9件で実施している。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

※VE：Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコスト削減を行う、または同等のコストで機能を向上させるための技術。

・ アドプト・プログラム

県土の整備では、平成13年度から新たに道路、河川、海岸などの清掃活動に積極的に県民に参加してもらえるよう、アドプト・プログラムを導入した。

これは、県民局単位で兵庫県管理の道路・河川・海岸等の公共物において、一定区間毎に活動団体を募り、公共物と参加者が合意書を締結（「養子縁組」：アドプト）し、参加者は、担当地区の活動団体として「養子」である公共物の清掃美化、草刈り、植栽等の活動を行うものである。

プログラムの推進にあたっては、各種取り組みと連携し、清掃だけでなく植栽や花壇づくり等も併せて行う、公募等により幅広く参加団体を募集する、活動団体名等を表示する看板を設置するなどの取り組みを行っている。

・ 美しい兵庫指標など県民参画による評価

また、平成15年度より県民参画による評価指標「美しい兵庫指標」の本格運用を開始した。美しい兵庫指標は、これを活用して、県民主役・地域主導で策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」の実現に向け、「創造的市民社会」「環境優先社会」「しごと活性社会」「多彩な交流社会」の4つの社会像の達成と、県として取り組んだ政策の成果をみるものである。

指標は、平成13年度にビジョンづくりに参加した県民への意識調査や県民の小グループでの意見交換に基づき作成した素案をもとに、インターネットを活用した意見募集や評価手法に関する有識者ヒアリング、ビジョンの推進と評価を行う委員会での議論を重ね作成した。平成14年度は、指標を試行運用しながら、よりわかりやすい成果指向の指標にするため改良を図った。

平成15年度は、ビジョンがめざす4つの社会像のもとに、40のテーマ・120のストーリーで生活場面を表し、そこにデータを結びつけ、わかりやすい情報

提供を実施するなど本格的に運用し、美しい兵庫指標を活用して、評価・検証を行った。

4 復興 10 年の総括評価

県民主役の地域づくり活動の展開

成熟社会では、一人ひとりが個性や創造力を発揮しながら、自己実現を図るとともに、自己責任で行動しながら、「新しい公」を担う市民として、主体的に地域社会に関わっていくことが必要である。

兵庫県では、これまでの県民運動などの蓄積の上に、震災の教訓をいかして、さまざまな分野で、多様な主体による、地域づくり活動が確実に拡がりを見せ、成熟社会における地域づくりの方向性を内外に明らかにした。

県民主役の行政手法への転換

これまでも、地方分権、行財政改革の観点から、行政手法の転換に向けた取り組みが行われてきた。しかし、複雑、多様化する地域課題に対して、行政のみでは十分な対応が難しくなった。

震災を契機に、「公」に対する意識が高まりをみせるなかで、県民と県行政が連携・協力関係に基づき、参画・協働することによって、効率のみではなく、県民ニーズに的確に対応し、生活者の視点に立った行政運営が可能になることを改めて認識した。

これまでの成果と課題

このような参画と協働は、これまで見てきたように、震災とその後の復興過程を通じて、県民の間に徐々にではあるが確実に拡がりつつある。

一方、具体的に展開された参画と協働の取り組みを検証すると、よりよいものにするための新たな課題も明らかになりつつある。

(1) 初動対応期（震災直後）

ア 新しい公の創出契機

震災直後の 1 年間で約 138 万人のボランティアが、地域団体などと協働しながら、被災者支援活動に取り組み、「新しい公」を創出する契機となった。

一方で、2 月中旬にボランティア活動者のピークを迎え、その後の積極的な取り組み意識の持続への工夫が不十分であった。また、地域社会に対する多様な世代の関わり方が問われた。

ボランティアによる災害支援活動は、台風 23 号、新潟県中越地震時でも明らかなように、国民の間に浸透・定着していくことになった。

イ コーディネート等の体制整備の遅れ

震災直後の混乱に加えて、初めての経験のため、市町ボランティアセンターなどで、被災者が必要としているボランティアへの要望の調整、ボランティア間のコーディネート、関係機関との調整等に関する体制が迅速に整備できなかった。このため、災害時などにこれらを調整するしくみの検討が必要である。

台風 23 号、新潟県中越地震時にも、同様の混乱が一部に見られ、被災地に駆けつけるボランティアを受入れ、派遣する体制を早期に確立することの重要性を再度問われた。

ウ 民主導のボランティア活動を支援する取り組みの展開

ボランティア、NPO/NGO 等の活動を民間の側から支援するため、寄付金などを原資として、助成基金が相次いで設立された。復興基金やこれら民間基金による各種の助成などによる潤沢な活動資金面での支援が、これらの活動を支え、地域に根ざした支援方法の一つとして検討できる先駆的な実績となった。

エ 「参画と協働」のしくみづくりのきっかけ

4 つの復興県民会議やコミュニティ復興フォーラムなどを通じて、「阪神・淡路震災復興計画」策定に向けた県民の積極的な参画は、その後の「参画と協働」のしくみづくり

に取り組むきっかけとなった。

(2) 復旧期 (H7～H9)

ア 県民相互、県民と県行政との協働の芽生え

震災を契機に多様なボランティア活動が生まれ育った。また、幅広い分野で活動が開かれることとなった。そのなかで、県民運動の成果を生かしたフェニックス・ステーションや、被災者復興支援会議、生活復興県民ネットなど、被災者支援の取り組みを通じて、県民相互、県民と県行政との協働による活動が芽生えた。

イ 被災者のニーズとボランティアとの調整が不十分

避難所・仮設住宅での生活支援期に入り、個々の被災者の希望に合わせた自立支援につながるボランティアが必要とされた。しかし、双方の思いがすれ違い、一部に被災者ニーズに合わず、必ずしも被災者の自立を促すとはいえないボランティアも見られた。ボランティアへの被災者ニーズを反映した迅速、的確な被災者の自立を支援するしくみの検討が必要である。

ウ 被災地固有の課題から全県共通の課題へ移行

被災地での生活復興支援やまちづくり活動支援など、様々な復興支援を中心とした先進的取り組みが、多様な地域課題の解決に向けた全県的な取り組みへと進展した。

(3) 復興初期 (H10～H11)

ア 継続的なボランティア活動の高まり、団体間のネットワーク化の進展

継続的なボランティア活動の高まりと、活動団体間のネットワーク化が進んだ。また、フェニックスプラザ内に、生活復興 NPO 情報プラザが開設され、活動団体のネットワーク拠点となった。ここでの活動が、ひょうごボランタリープラザの創設につながるようになった。

イ 支援基盤の整備への着手

ボランティア活動の増加・活発化、多様化・専門化、団体間のネットワーク化の進展などを踏まえ、「県民ボランタリー活動の促進に関する条例」の制定など、「ボランタリー」概念を確立し、活動支援基盤の整備に着手した。

ウ 中間支援組織への支援方向の明確化の必要性

多様なボランタリー、NPO/NGO 等の活動を支援する中間支援組織が誕生し、多彩な活動を開始したが、中間支援組織をどう捉え、どのような行政の支援が必要なのかについての検討が不十分であった。このため、中間支援組織のあり方に応じた支援方策の確立が必要となった。

エ 県行政への参画と協働の先導的取り組みの開始

県民主役・地域主導による「参画と協働」を先導する実験的な取り組みである、21 世紀兵庫長期ビジョンの策定が始まるとともに、コミュニケーション型県土づくりモデル事業など、参画と協働を先導する施策にも取り組んだ。

オ 県行政への県民の参画と協働の手法の確立の必要性

この時期から、県行政において、県民の参画と協働の手法を組み込んだ施策実施に取り組み始めたが、各担当部局が独自の判断で取り組んできたため、その内容、方法にばらつきが見られた。

(4) 本格復興期 (H12～H16)

ア 県民ボランタリー活動の支援基盤の枠組みがほぼ確立

ボランタリー基金の活用、ボランタリー活動の全県的な支援拠点である、ひょうごボランタリープラザの開設に加えて、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定・施行、同条例を具体化する「地域づくり活動支援指針・県行政参画・協働推進計画」の策定など、県民ボランタリー活動の支援基盤の枠組みがほぼ確立した。

イ 多様な主体間のネットワーク化の促進の必要性

地域団体や NPO/NGO など、特性や目的の違う主体間の相互信頼に基づく協働の取り組

みは、一部見られるものの不十分である。今後、地域特性を生かした地域づくりが多彩に展開されるためには、多様な主体間のネットワーク化の一層の促進が必要である。

ウ ひょうごボランティアプラザの一層の機能強化

中間支援組織の活動に対する期待は大きくなっており、ボランティアプラザでは、その支援に積極的に取り組んでいるところである。今後とも、これらの取り組みの着実な展開を図るなかで、中間支援組織への支援の拡充をはじめ、ボランティア活動の全県的な支援拠点としての一層の機能強化が望ましい。

エ 復興施策の一般施策化

平成 16 年度の復興基金終了に伴い、基金を活用した復興施策の検証・評価を踏まえて、ボランティア基金を活用したボランティア活動支援（復興施策の一般施策化）が必要である。

オ 県政推進の基本姿勢として、地域特性を生かした参画と協働の明確化

県民主役・地域主導による「21 世紀兵庫長期ビジョン」の策定は、参画と協働の取り組みの先駆けとなり、県行政推進の基本姿勢として「参画と協働」が明確に打ち出された。

さらに、参画・協働条例の施行、推進計画の策定などにより、県民と県の連携・協力関係に基づく、参画と協働の推進方向を明確にし、新たな施策の展開に取り組んだ。

特に、参画と協働の県政の最前線を担うため、現地解決型の県民局機能が強化され、地域特性を生かした施策が展開された。この中で県職員が地域の中に入って協働事業に取り組むなど、他府県にはない事例が浸透、定着しつつある。

カ 参画と協働型の施策の立案・展開のしくみづくり

生活者の支援にたった施策展開を行うため、復興支援会議のような県民と行政がともに協議し、政策の立案・評価につながるシステムが、平常時でも機能する開かれた参画・協働型のしくみの検討が必要である。

キ 参画と協働を担う行政職員の意識改革の必要性

参画と協働を担う行政職員の意識改革は、残念ながらまだ充分でない。例えば、意識の改革のための実践的な現場研修の実施などが望まれる。

5 今後の取り組み方向

成熟時代における社会システムは、多様な主体がともに「新しい公」を担っていく参画・協働型へと移行していくことが重要とされている。このためには、県民だれもが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められている。

今後、「参画と協働」による地域づくり活動の浸透・定着に向けて、県民生活が営まれる地域社会で、特性や資源を生かしながら、多様なニーズに的確かつ柔軟に対応しながら、地域の力を基本に、目に見える形で「参画と協働」による取り組みを展開していくことが必要である。

震災復興 10 年の成果と課題を踏まえて、以下の視点で参画と協働の取り組みがさらに多様に展開される必要がある。

(1) 災害時等にボランティア活動を円滑に調整するしくみ

災害時等に、被災地に駆けつける多くのボランティアが、被災者のニーズにあった支援活動を円滑に展開できるよう、受入れ、派遣する体制を迅速に整備する必要がある。

ボランティア活動の拠点の設置、運営体制の確立、活動の資機材の確保などの支援を、迅速かつ機動的に行うため、基金のようなしくみを構築し、平常時から、ボランティア活動の普及などの取り組みを展開しておくことが有益である。

今後、台風 23 号、新潟県中越地震時の経験も含めて、今後、地域防災計画の総点検を含む災害支援ボランティアのあり方の詳細な検証を行い、新たな教訓として万全の備えにつなげていくことが必要である。

(福井県災害ボランティア活動基金)

福井県では、平成9年のロシアタンカー重油流出事故災害義援金をもとに「福井県災害ボランティア活動基金」を設置し、平常時の災害ボランティア活動の普及啓発、人材育成、調査研究、災害発生時のボランティア活動に対する支援を行っている。

平成16年7月の福井豪雨災害では、県内外から延べ約6万人を超えるボランティアが被災地に駆けつけたが、この基金により、ボランティアの活動拠点（本部、現地）の設置、運営にかかる経費、活動の資機材、保険料などの支援が行われ、ボランティア活動の迅速な開始、効率的な活動が実現された。

(2) 多様な主体の特性に応じた能力の向上

地域づくり活動が浸透・定着するためには、地域づくり活動を担う、県民一人ひとり、地域団体、NPO/NGO など多様な主体が、その特性を生かして能力を向上させることが基本となる。

県民一人ひとりが地域づくり活動に取り組むきっかけを組み込んだ学ぶ機会や、地域団体やNPO/NGO等の組織運営（マネジメント）などの組織力を向上する支援システムを構築すべきである。そのなかで、多様な世代、特に次代を担う若い世代の参画と協働を促す工夫が望まれる。

特に、ひょうごボランティア基金については、復興基金の検証・評価を踏まえて、ボランティア活動の裾野の拡大と質の向上を支援するなどのメニュー拡充に努めることが望まれる。

また、2007年頃から、退職期を迎える団塊の世代をはじめ、女性、高齢者などのさまざまな県民が、地域の中で活動できる機会と場を設けておくことが、今後の地域づくり活動を展開するためには重要である。

(3) 多様な主体のネットワーク化

「参画と協働」による地域づくりを進めるためには、県民一人ひとり、地域団体、ボランティアグループ・団体、中間支援組織などの団体、事業者、行政など地域社会を構成する多様な主体が能力を向上させた上で、相互の連携・協力関係を確立することが重要である。

このため、多様な主体が、交流・連携・協働の機会を充実するなかで、お互いの違いを認め合い、支え合い、助け合い、触発し合って、対等な信頼関係に基づく連携・協力関係を確立し、柔軟で多様なネットワークを構築することが必要である。

特に、新しい公の取り組みを充実させるきっかけとして、地域団体と専門的な知識・ノウハウを持ったNPO/NGO、大学、企業等の多様な主体間の交流・連携・協働の機会を充実し、お互いの信頼関係を形成することが、地域づくりの新たな展開につながると思われる。このため、地域団体の広域組織や市町ボランティア（市民活動）センター、NPO/NGO等に対して、ヒト、モノ、カネ、バ、情報などのサービスを提供するとともに、相互のネットワーク化に取り組むなど、これらの活動を間接的に支援する中間支援組織の一層の活性化に向けた取り組みが重要である。

県民ボランティア活動の全県的な支援拠点であるひょうごボランティアプラザについては、他の支援機関との連携・協働を深めるなかで、地域づくり活動全般の支援機能の強化を図ることが望まれる。

(かながわ県民サポートセンターの取組み)

－懇談会－

「企業・ボランティア団体等・行政による懇談会」の開催は、社会的貢献活動を行っている企業と、企業と連携した社会貢献活動を実際に行う意欲を持つボランティア団体に呼びかけ、公益的取組みを行うしくみづくりや、そのための有効な手だて、連携などについて、ファシリテーター（話し合いの促進）を交え意見交換するものである。意見交換会の成果としては、企業の社会貢献活動の情報発信の不足、社員教育のなかに社会貢献の考え方を取り入れていくこと、企業に対する市民側の発言力等が課題として認識されたことである。

－インターンシップ制度－

また、「インターンシップ制度」は、ボランティア活動の研究を行っている大学生、大学院生に対して、サポートセンターが、情報・相談コーナーの資料提供や NPO 等へのヒアリングの際便宜を図ること等により、研究活動の充実に供した。この事業は、指導教官を介することにより、NPO と大学の協働促進に大きく貢献している。

(4) 地域づくり活動を支援する視点の見直し

地域づくり活動に対するこれまでの支援は、地域団体、NPO/NGO など組織の属性によって区分されていた。しかし、各地域で展開されている地域づくり活動は、様々な団体同士の連携がみられることもあり、組織の属性を超えたところでの支援を必要としている。

今後は、組織の属性だけではなく、活動そのものの内容に着目し、支援のあり方を再構築することが必要である。

(5) 市町と県の適切な連携と役割分担

参画と協働による地域づくりを推進していくにあたっては、暮らしに密着した課題が多いことから、市町の果たす役割は大きい。今後、「参画と協働」の取組みを展開するためには、市町と県との適切な役割分担と連携が重要な課題である。

その基本的な考え方は、市町など県民に身近な主体が、人、モノ、場所など資源を生かした地域づくり活動の支援の中心となる。その上で、県は、市町施策を尊重しつつ、全県で共通に取り組むべき課題、例えば防災や防犯など県民生活の安全に関わる事項や広域的な対応が必要な事項に取り組むことが基本となる。また、地域づくり活動を支援する先導的な施策の実施、指定管理者制度などの新たな動向に関する情報の提供などを通じて、市町や中間支援組織を支援することも重要である。その上で、支援施策の検証を、県民、市町とともにを行い、見直していくことが必要である。

地域課題は多種・多様であるため、県民局による現地解決型の先導的で柔軟な取り組みを基本に、行政職員の意識の改革・共有を図りながら、市町と県の密接な連携に基づく地域づくり活動の支援に取り組んでいかなければならない。

(6) みんなでともに取り組む動きに応じた新たな地域づくりのしくみの検討

震災の経験を通じて、ともに地域社会を担っていく意識が高まってきている。このため、県民生活が営まれる地域社会で、特性や資源を生かして、参画と協働による地域づくり活動を、目に見える形で展開し、「新しい公」を浸透・定着させていくさまざまな工夫が必要である。

そこで、地域社会に関わる県民一人ひとり、地域団体、NPO/NGO、行政など多様な活動主体が、ともに考え、ともに取り組む結節点となる地域での組織の検討が有益である。例えば、市町内の一定区域を単位に、住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の連携・協働を目的に、市町の判断で設置できる「地域自治区（改正地方自治法）」などの新たな制度の動向も見極めながら、これまでの兵庫の蓄積の上に、公民協働による地域づくりのしくみ

を構築していかなければならない。

(福岡市の校区担当職員制度)

福岡市では、小学校区単位で地域の自治会、婦人会等すべてが所属する「自治協議会」を設立している。市役所の1係が4～5地区を担当し、担当地域への情報提供や窓口相談役となる校区担当職員制度を実施している。このことにより、地域コミュニティ活動の支援などにおける各地域一律の施策展開を見直し、各コミュニティの特性に応じた支援を行うことができる。

(7) 県民満足感を最大化する参画・協働型行政システムの確立

参画と協働に基づく、行政システムは未だ発展途上であり、これまでの地方分権、行財政改革の視点を超えた発想に基づく検討が必要である。

単に経済性や効率性のみではなく、有効性に重点を移しながら、県民自身の評価による生活の質に関する満足感の最大化をめざして、ボランティアセクター（市民）と、民間セクター（企業）、公的セクター（行政）の一層の連携により、県民に見える形での政策形成・実施のしくみ・基盤づくりが重要である。

（主な例）・徹底した情報公開の推進や説明責任の向上

- ・過程を重視した政策形成の新たなしくみづくり
- ・協働事業の範囲の拡充、協働運営の工夫
- ・参画協働型行政サービス評価システムの導入
- ・利用者の視点に立った支援情報のパッケージ化
- ・ITを活用したコミュニティの活性化支援
- ・職員意識の改革のための実践的な研修の拡充

6 おわりに

震災後、我々は、仮設・復興住宅での生活復興支援をはじめ、協働復興の過程通じて、今後きたるべき超高齢社会、成熟社会で直面するさまざまな課題に一足早く直面し、試行錯誤しながら、多くの教訓を得た。

今後とも、これらの経験と教訓を生かし、本格的に動き始めた「参画と協働」の取り組みを多彩に展開することが何よりも重要である。

「参画と協働」は、単に効率のみを求めるものではなく、取り組みの有効性や地域への拡がりを求め、関わった主体（県民一人ひとり、団体・グループ、NPO/NGO、企業、行政等）の満足度を高めることにより、地域の総合力を高める過程ともいえる。

兵庫から、新しい社会環境に応じた地域づくりのモデルを提示し、全国を先導していくことを期待している。

参画と協働に関する復興10年の歩み

年 代	民 間	行 政
<p>〔初動対応期〕 ■救援活動期 平成 7年 1月</p> <p>平成 7年 2月</p> <p>■避難所支援期</p>	<p>(ボランティア元年)</p> <p>○ボランティア・地域団体、地域住民、企業等による救援活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地からの救援ボランティア ・被災者自ら救援活動開始 ・地域団体をはじめとする実践活動団体の救援活動 <p>○県社協、市町社協等のボランティア活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県社協、市町社協のほか、コープ 神戸等がボランティア本部を立ち上げ 	<p>○官民協働によるボランティアの受け入れ</p> <p>●阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）の策定に向けて、復興県民会議の設置</p>
<p>〔復旧期〕 ■仮設住宅支援期</p> <p>平成 7年 4月</p> <p>5月 7月</p> <p>平成 8年10月 平成 9年 1月 7月 8月</p> <p>12月</p>	<p>(緊急救援対応から生活復興対応へ)</p> <p>○避難所から仮設住宅移行後の活動変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの個別化への対応 <p>○コミュニティとボランティアの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅自治会結成へのNPO支援 <p>○生活復興への取り組み支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活復興県民ネット発足 	<p>○復興基金による災害復興ボランティア活動補助開始</p> <p>●コミュニティ復興フォーラムの開催</p> <p>○被災者復興支援会議の設置</p> <p>●阪神・淡路震災復興計画の策定</p> <p>○県民ボランティア活動実態調査の実施</p> <p>○NPOと行政の生活復興会議の設置</p> <p>○ボランティア活動支援センター（仮称）構想の策定</p> <p>●初めてパブリック・コメントを実施（科学技術政策大綱の策定時）</p>
<p>〔復興初期〕 ■恒久住宅移行期</p> <p>平成 10年 3月</p> <p>4月 平成 11年 1月</p> <p>3月</p> <p>4月 平成11～12年度</p> <p>平成 11年度～</p> <p>平成 12年 3月</p>	<p>(継続的なボランティア活動の高まり)</p> <p>○ボランティア活動の事業化・専門化</p> <p>○団体間のネットワーク化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織としての活動の本格化 	<p>○県民ボランティア活動の促進に関する条例の制定</p> <p>○生活復興情報プラザの開設</p> <p>○ボランティア活動支援センター基本計画の策定</p> <p>○NPO法人の認証開始</p> <p>●パブリック・インボルブメントによる 21世紀兵庫長期ビジョンの策定</p> <p>●参画と協働によるコミュニケーション型県土づくりモデル事業の実施</p> <p>●情報公開条例の制定</p>

(注) ○：地域社会の共同利益をめざす県民同士の取り組みやそれへの支援

●：県民とのパートナーシップによる県行政の取り組み

年 代	民 間	行 政
<p>〔本格復興期〕 ■非常時から正常時への移行</p> <p>平成 12年 11月</p> <p>平成 13年 1月 平成 13年 2月 平成 13年度～</p> <p>平成 13年 10月</p> <p>平成 14年 1月</p> <p>平成 14年 2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>6月 平成 14年度～</p> <p>平成 14年 12月</p> <p>平成 15年 2月</p> <p>平成 15年 4月</p> <p>平成 15年度～</p> <p>平成 15年 5月 6月</p> <p>平成 16年 2月 平成 16年 3月</p> <p>平成 16年度～</p>	<p>(本格的なボランティアセクター形成へ)</p> <p>○ボランティア活動の新たな取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域通貨の取り組み ・企業とNPOとの連携等多様な主体との協働 <p>○市町ボランティアセンターの多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部で市民活動センター化 <p>○ボランティア国際年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動メッセの開催 ・NPO法人認証数 100件超 <p>・市民検証フォーラム「くらし・地域・アクションプラン 2001」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動メッセの継続開催 <p>○市民活動のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご市民活動協議会 (HYOGON) の発足 <p>○市民活動団体の情報発信力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HYOGON コミュニケーション祭の開催 <p>○「こころ豊かな兵庫づくり推進協議会」の「こころ豊かな美しい兵庫推進協議会」へ改組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人認証数 500件超 	<p>○県民ボランティア活動の促進のための基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 21世紀兵庫長期ビジョンの策定 ● アドプト・プログラムの実施 ● 美しい兵庫指標の策定 <p>○「NPOと行政の生活復興会議」から「NPOと行政の協働会議」に改組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ビジョン推進プログラムの策定 ・ 地域ビジョン委員による県民行動プログラムの策定 <p>○ひょうごボランティア基金の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱の制定 <p>○ひょうごボランティアプラザの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 参画と協働による3つのひろば事業の実施 ● 「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定 (15年4月施行) <ul style="list-style-type: none"> ● 附属機関等の委員の公募に関する指針の制定 ● 地域づくり応援活動(地域団体活動パワーアップ)事業の実施 ● 美しい兵庫指標の本格的運用 <p>○地域づくり活動登録の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の策定 ● 地域協働事業の実施